

6 建設水道委員会関係

土		木		部
ま	ち	づ	く	り
建		築		部
総	合	事	務	所
上	下	水	道	局

道 路

本市の道路交通網は、中心市街地から東西南北へ放射線状に幹線道路が走り、これに一般県道・市道が接続するという副線に乏しい都市部一点に集中する交通体系になっている。このため、国・県・市においては幹線道路、バイパス道の新設・改良などの整備を進めるとともに、良好な生活環境確保のため、安全性、利便性を備えた生活関連道路の整備も推進している。

1 道路の現況

(1) 市域内道路の状況

令和 8 年 4 月 1 日現在

区 分	路線数	実延長
		m
高 速 自 動 車 道	1	12,257
一 般 有 料 道 路	4	20,334
国 道	6	129,642
県 道	26	204,274
市 道	6,390	1,893,974

※市道以外については、令和 7 年 4 月 1 日現在の数値

(市道)

橋 梁		ト ン ネ ル	
永久橋数	延 長	個数	延 長
914	10,913m	9	2,409m

(2) 都市計画道路

ア 路線数 77 路線

イ 計画及び進捗状況（長崎市域）

令和 8 年 4 月 1 日現在

幅員別内訳	計 画		改 良 済		未 改 良		進 捗 率 B / A (%)
	延長 (A) (m)	面積 (m ²)	延長 (B) (m)	面積 (m ²)	延長 (m)	面積 (m ²)	
40m以上	1,750	66,200	1,750	66,200	0	0	100.0
30m以上～40m未満	10,100	273,340	9,700	261,340	400	12,000	96.0
22m以上～30m未満	28,870	649,073	28,288	635,920	582	13,153	98.0
16m以上～22m未満	47,740	878,420	26,280	480,879	21,460	397,541	55.0
12m以上～16m未満	47,940	650,405	43,524	585,600	4,416	64,805	90.8
8m以上～12m未満	17,540	200,045	15,775	184,079	1,765	15,966	89.9
4m以上～8m未満	5,620	36,470	5,620	36,470	0	0	100.0
4m未満	—	—	—	—	—	—	—
計	159,560	2,753,953	130,937	2,250,488	28,623	503,465	82.1

名 称	区 間		幅 員 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	事業期間 (年度)
	起 点	終 点				
銅座町松が枝町線	銅 座 町	籠 町	15	420	52.0	H26～R11
片 淵 線	新 大 工 町	片 淵 2 丁 目	8	270	39.7	H28～R12
新地町稲田町線	籠 町	稲 田 町	15	400	82.5	H12～R9
道の尾駅前線	岩 屋 町	葉 山 1 丁 目	12	200	42.0	H22～R12
大黒町恵美須町線	大 黒 町	恵 美 須 町	26.25	110	25.5	H26～R14
計				1,400		

(3) 道路の維持補修

ア 生活道路の環境改善

令和8年4月1日現在、長崎市には市道が6,390路線、実延長1,893,974mあり、道路を良好な状態に保つために、現場事務所による直営作業や請負工事によって維持管理を行っている。

市民生活に密着した公共性のある里道・私道などの整備については、自治会からの要望に基づき修繕が必要と判断した個所について現場事務所による直営作業及び請負工事やコンクリートなどの材料支給を行い、生活道路の環境改善を図っている。また、階段道を安全に歩くための目印として白ペンキの塗装を希望する自治会へは、白ペンキや刷毛を支給している。

イ 道路パトロール

道路の破損、ガードレールなどの損傷、排水の不良、路上への不法投棄や占用工事の不良などの箇所を積極的に発見し処理するため、定期的に巡回している。また、年に一度は市道全路線の一斉パトロールも実施している。

ウ 道路の長寿命化

市が管理する橋梁その他道路施設において、定期的な点検を行い施設の健全性を把握し、また、修繕計画を策定し予防保全的な維持管理を行うことで、道路の安全性を確保するとともに維持管理費のコスト削減を行い、道路施設の長寿命化を図っている。

(4) 市道路線認定に関する要綱の概要

ア 路線の条件

(ア) 国道、県道、市道その他これらに類する道路のいずれかに接続する道路

(イ) 一般の通行に供するために市が築造する道路、国又は県から移管を受ける道路及び民間から寄付を受ける私道

イ 構造条件等

(ア) 道路の幅員が原則として4m以上あること

(イ) 道路の縦断勾配が、自動車交通量に応じて規定された値以下であること

(ウ) 道路の側溝が、コンクリート3面張り又はこれに準ずる程度の構造であること

(エ) 道路に不陸がなく、車両及び歩行者の通行に支障がないこと

(オ) 道路敷地の境界が明確であること

(カ) 袋路状道路については、車両が容易に転回できる場所があること

(5) 道路照明灯・街路灯

道路交通の安全性を確保するため、市道の主要な箇所には道路照明灯を、また市道や公共性の高い里道・私道には街路灯を設置している。

道路照明概況 令和 8 年 4 月現在

区 分	R7 年度末
道 路 照 明 灯	灯 4,269
街 路 灯	38,276
合 計	42,545

2 車みち整備事業

(1) 概要

斜面市街地において、住民の居住環境の改善と防災性の向上を図るため、車が乗り入れできない市道や里道を「車みち」として整備する。

(2) 事業内容

事業期間：平成 25 年度～令和 10 年度

整備路線：32 路線

(3) 実績

令和 8 年 4 月現在

	完成路線数	路線名
平成 26 年度	1	西山 7 号線
平成 27 年度	3	入船町 15 号線、桜木町 1 号線、高尾町三原町 1 号線
平成 28 年度	4	下町元町 1 号線ほか 1 線、本尾町坂本 1 号線 白鳥町油木町 1 号線
平成 29 年度	7	入船町 8 号線、本河内 5 号線、上小島 3 号線、出雲 6 号線 上戸町戸町 1 号線、御船蔵町銭座町 1 号線、上小島 27 号線
平成 30 年度	3	立山西山 1 号線、上小島 17 号線ほか 1 線
令和元年度	7	城山町 8 号線、石神町辻町 1 号線ほか 1 線、風頭町 3 号線 江平 13 号線、新戸町 33 号線ほか 1 線
令和 4 年度	3	三原 27 号線ほか 2 線
令和 5 年度	1	戸町 41 号線
計	29	

3 電線類地中化事業

電線類の地中化については、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、計画的に推進している。

区分	計画年度	箇所	路線延長
第1期電線類地中化計画	昭和61年度～平成2年度	5箇所	2,330m
第2期電線類地中化計画	平成3年度～平成6年度	6箇所	1,690m
第3期電線類地中化計画	平成7年度～平成10年度	3箇所	1,090m
新電線類地中化計画	平成11年度～平成15年度	6箇所	1,150m
無電柱化推進計画	平成16年度～平成20年度	2箇所	180m
無電柱化に係るガイドライン	平成21年度～平成29年度	2箇所	750m
無電柱化推進計画	平成30年度～令和2年度	10箇所	2,090m
無電柱化推進計画	令和3年度～令和7年度	3箇所	590m

4 斜面移送システムの状況 主として階段部の市道通行環境の改善を目指し、高齢者・障害者等、斜面地での歩行に支障のある方の支援を目的として、簡易な斜面移送機器を本市独自のシステムとして構築している。現在、市道に設置し、稼働しているものは次の2か所で、いずれも懸垂型（柱を階段道の横に建て、吊り下げ式とするもの）である。

平成13年度 天神地区（てんじんくん）・・・延長60m

平成16年度 水の浦地区（水鳥号）・・・・・・延長60m

公 園

都市住民の生活に潤いとやすらぎを与え、安全で快適な都市環境を形成する公園は、市民にとって重要な都市施設である。

本市では、緑豊かな街づくりを目指し、安全で快適な公園の整備を進めており、令和 8 年 4 月の市民 1 人当たりの都市公園面積は 10.9 m²となっている。

市街地周辺部においては、緑豊かな山々に囲まれ自然環境に恵まれているものの、中心部における公園・緑地等は地形的制約から小規模なものが多いため、今後は、特に質的向上を図ることとしている。

1 公園開設状況

(R8. 4. 1)

区 分		数 (箇所)	面 積 (ha)
都市公園		515	413.24
種 別	街区公園	451	78.55
	近隣公園	29	54.94
	地区公園	5	28.18
	総合公園	7	174.19
	運動公園	1	43.80
	特殊公園	3	12.23
	都市林	1	15.22
	都市緑地	18	6.15
都市公園以外の公園		301	243.01
合 計		816	656.25

2 1人当たりの都市公園面積

(R8. 4. 1)

区 分	内 容
人口	379,998 人
都市公園面積	413.24 ha
1人あたりの都市公園面積	10.9 m ²

3 公園整備計画

本市の緑は、長崎港を中心に南北に伸びる市街地の周辺を標高 500m程度の山々を取り囲んで形成されており、この山並みには、市民のレクリエーション活動拠点、自然環境の保全を目的として総合公園（稲佐山公園、唐八景公園、金比羅公園等）を配置し、整備を進めている。

一方、中心市街地や斜面市街地における身近な公園については、斜面都市である本市の地形的制約から、まとまったオープンスペースの確保が困難な状況である。

本市はだれもが快適に利用できる公園への再整備に向け、街区公園を中心に適正配置を進めることとしている。

(1) 長崎市総合運動公園

本市で唯一の運動公園として、安全・快適に過ごせる公園環境を整えるため、計画的に老朽化した施設の改修を行う。

(2) 稲佐山公園

レクリエーションの拠点として、子どもや若者、子育て世代に魅力的な付加価値のある公園を創出するため、民間と連携しながら季節のイベントを開催するなど、様々なサービス機能の向上を図る。

(3) 長崎東公園

東長崎地区のレクリエーションの拠点として、安全・快適に過ごせる公園環境を整えるため、計画的に老朽化した施設の改修を行う。

(4) 平和公園

願い・祈り・学びのゾーンとしての東地区とスポーツ・レクリエーションゾーンとしての西地区、それぞれの整備理念に基づき維持管理を行う。

また、長崎南北幹線道路の計画に支障となる西地区のスポーツ施設の再配置を「平和公園（西地区）再整備基本計画」に基づき進める。

(5) 公園施設長寿命化計画

公園施設の計画的な改修等による安全性の確保とライフサイクルコストの削減を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき、片淵近隣公園等の整備を行う。

(6) 都市公園機能再編

子どもから高齢者までが快適で暮らしやすい居住空間の構築を目的として、横尾地区の既存都市公園において、それぞれ特色を持った公園に再整備を行う。

4 夜間照明施設

施 設 名	施 設 名
東 望 山 運 動 場	立 山 市 民 運 動 場
長 崎 市 営 ソ フ ト ボ ー ル 場	長 崎 東 公 園 運 動 場
長 崎 東 公 園 庭 球 場	長 崎 市 営 ラ グ ビ ー ・ サ ッ カ ー 場
長 崎 市 総 合 運 動 公 園 か き ど ま り 庭 球 場	田 中 町 ソ フ ト ボ ー ル 場
長 崎 市 総 合 運 動 公 園 か き ど ま り 陸 上 競 技 場	元 宮 公 園 庭 球 場
香 焼 総 合 公 園 運 動 場	元 宮 公 園 運 動 場
岳 路 運 動 公 園 運 動 場	琴 海 北 部 運 動 公 園 運 動 場
琴 海 中 部 運 動 公 園 運 動 場	神 小 櫛 の グ ラ ウ ン ド の 島 公 園
琴 海 南 部 運 動 公 園 運 動 場	長 崎 市 営 庭 球 場

5 緑化推進

街を美しくする運動を推進するため、花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業及び花のあるまちづくり事業を実施している。

(1) 花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業

- ・ 出生記念樹贈呈
- ・ 「ながさきグリーンキャンペーン」の実施
- ・ 公共花壇デザインコンクールの実施
- ・ 長崎市緑の協力会による植栽活動の実施

(2) 花のあるまちづくり事業

- ・ 市道大黒町麴屋町線ほか9 路線の道路花壇、フラワーポットへの花苗植栽
- ・ 花苗の配布（令和7 年度実績 夏期：約 72,700 株を 180 団体、冬期：約 78,000 株を 197 団体へ配布）

河 川

河川整備は、市民の生命財産の確保の観点から重要であり、特に上流部における宅地開発など流域状況の変化に対応した、整備・改良が必要である。このため、年次計画による改修を逐次施行しており、あわせて都市下水路の改修も計画的に行っている。

1 河川数と延長

(R 8. 4. 1)

区 分	本 数 (本)	延 長 (m)	備 考
1 級 河 川	—	—	本市に該当河川なし
2 級 河 川	49	126,386	県 管 理
準 用 河 川	53	34,249	市 管 理
普 通 河 川	不明	1,363,000	市 管 理
都 市 下 水 路	25	26,838	市 管 理

都 市 計 画

本市は、長崎都市計画区域において、昭和 46 年に市街化区域・市街化調整区域を指定し、開発許可制度の適切な運用並びに市街地開発事業等の促進により、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、地区独自のきめ細やかなルールである地区計画の指定により、地区の特性を活かしたまちづくりを推進してきた。また、平成 17 年から 18 年にかけて、周辺 7 町との市町合併を行い、市域が 1.7 倍に拡大し伊王島、高島、三和、琴海の 4 都市計画区域が加わったところである。

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進展、都市機能の郊外への拡散などによる中心市街地の空洞化が進み、これまでの拡散型から集約型へと都市構造を転換することを目的として、都市計画法や中心市街地活性化法などいわゆる「まちづくり三法」が平成 18 年に改正された。

本市においても、人口減少と少子高齢化、中心市街地の衰退や都市拠点機能の不足、特色あるまちなみの喪失、斜面市街地の都市基盤の不足、宅地開発の外延的拡大と自然環境の減少、人間関係の希薄化や市民意識の多様化など、多くの課題を抱えている状況にある。

このようななかで、高齢者をはじめ全ての人が暮らしやすく、地球環境に優しい、持続発展可能なまちづくりを推進するため、平成 28 年 12 月に「都市計画マスタープラン」を改訂し、集約連携型の将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向けた具体的な取り組みとして、平成 30 年 4 月に「立地適正化計画（令和 6 年 3 月改訂）」を策定した。

今後はこれを指針として、市民・企業・NPO・団体・行政等の多様な主体が連携することにより、本市の特性を生かした魅力ある都市づくりを推進する。

1 都市計画決定一覧

(R8. 4. 1)

種 別	決定事項	摘 要	種 別	決定事項	摘 要
都 市 計 画 区 域	28,248ha	行政区域 40,569ha	下 水 道 (都 市 下 水 路)	1,624.4ha	11 下水路 延長 17,379m
市 街 化 区 域	6,232ha		ご み 焼 却 場	1.87ha	長崎市西工場外2箇所
用 途 地 域	6,232ha		ご み 処 理 場	19.73ha	長崎市東工場・ 長崎市三京クリーンランド リサイクル施設
特 別 用 途 地 区	250ha	2 地区			長崎市伊王島クリーンセンター外3箇所
高 度 地 区	0.6ha		汚 物 処 理 場	1.6ha	国際文化会館
高 度 利 用 地 区	4.66ha	6 地区	記 念 施 設	1.54ha	2 箇所
防 火 ・ 準 防 火 地 域	2,763ha	14 地区	そ の 他 の 教 育 文 化 施 設	3.35ha	長崎市立病院
風 致 地 区	2,079.3ha		病 院	0.81ha	2 箇所
駐 車 場 整 備 地 区	341ha		そ の 他 の 医 療 施 設	2.7ha	3 箇所
臨 港 地 区	484.3ha	5 地区	市 場	30.15ha	長崎市営火葬場
伝 統 的 建 造 物 群	24.5ha	2 地区	火 葬 場	0.4ha	愛宕住宅
保 存 地 区			一 団 地 の 住 宅 施 設	22.0ha	15ヶ所
道 路	159,560m	77 路線	防 火 水 槽	351 m ²	5 地区
都 市 高 速 鉄 道	4.330m		市 街 地 再 開 発 事 業	3.76ha	36 地区
駐 車 場	2.94ha	5 箇所	土 地 区 画 整 理 事 業	866.7ha	3 地区
公 園	1,017.32ha	222 箇所	地 区 計 画	453.8ha	
緑 地	2.2ha	4 箇所	再 開 発 等 促 進 区 (地 区 計 画)	5.1ha	
下 水 道 (公 共 下 水 道)	6,644ha	中部処理区 外 9 箇所			

2 土地利用

(1) 市街化区域、市街化調整区域

(R8. 4. 1)

計	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域
24,610ha (100.0%)	6,232ha (25.3%)	18,378ha (74.7%)

※公有水面埋立予定区域を含む。

(2) 用途地域

(R8. 4. 1)

決定告示年月日番号	区分	第一種 低層住 居専用 地域	第二種 低層住 居専用 地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種 住 居 地 域	第二種 住 居 地 域	準住居 地 域	近隣商 業地域	商業 地域	準工 業地 域	工 業 地域	工 業 専用 地域	計
令和6年3月8日 長崎市告示第114号	面 積 (ha)	約 1,693	約 48	約 1,163	約 65	約 1,454	約 151	約 360	約 158	約 360	約 250	約 214	約 316	約 6,232
	%	27.2	0.8	18.7	1.0	23.3	2.4	5.8	2.5	5.8	4.0	3.4	5.1	100

(3) 防火地域・準防火地域

(R8. 4. 1)

計	防 火 地 域	準 防 火 地 域
2,763ha	97ha	2,666ha

3 市街地開発

(1) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、昭和 21 年の戦災復興事業 430.9ha に始まり、市民の理解と協力のもとに、その後、8 地区 164.7ha に及ぶ広範囲な地域を次々と施行した。また、組合施行による事業としては、米山地区をはじめ、昭和 55 年度から平成 9 年度までに、5 地区 46.3ha が完成、昭和 55 年度に事業認可を得た県住宅公社施行の矢上団地（102.6ha）は、平成 4 年度に完成している。

東長崎地区については、昭和 50 年に市街化区域のほぼ全域である約 750ha を土地区画整理事業の施行区域として決定しており、このうちの矢上地区（105.5ha）については、昭和 53 年度から事業を進め、平成 20 年 2 月に換地処分を終えたので、現在は、清算金業務を進めている。

また、矢上地区に隣接する平間・東地区（30.0ha）については、平成 14 年度に事業認可を取得し、平成 15 年度から事業を進め、令和 5 年 3 月に換地処分を終えたので、現在は、清算金業務を進めている。

なお、東長崎地区の土地区画整理事業未着手地区については、社会経済情勢の変化等から事業の見直しを行い、令和元年度に施行区域を縮小した。

長崎駅周辺地区（19.1ha）については、西九州新幹線（長崎～武雄温泉）及び JR 長崎本線連続立体交差事業と一体となって、鉄道施設の受け皿を整備するとともに、長崎駅周辺の低未利用地を解消し、土地利用の転換と有効利用を図り、国際観光文化都市長崎の玄関口にふさわしい都市拠点の形成を図るため、平成 21 年度に認可を受け事業に着手した。長崎駅の西側から整備を進め令和 2 年 3 月 28 日に在来線駅舎が開業した。その後、駅東側の整備に着手し令和 4 年 9 月 23 日に新幹線駅舎が開業した。現在は、駅東側において、広場・街路・宅地等の整備を進めている。

〈東長崎矢上地区土地区画整理事業〉

(R8. 3. 31)

事業名	東長崎矢上地区土地区画整理事業	【整備概要】 都市計画道路： 8,313m 区画道路等： 18,118m 水路： 4,453m 公園・緑地： 32,601m ² 橋梁架設： 18 橋 建物等移転： 493 戸 ※ 平成 20.2.1 換地処分公告
施行区域の決定	昭和 50 年 12 月 16 日	
事業計画の決定	昭和 53 年 4 月 25 日	
施行地区	田中町、矢上町、東町、かき道 1 丁目、かき道 2 丁目及び平間町の各一部	
施行面積	約 105.5ha	
施行期間	昭和 53 年度～令和 10 年度（予定）	
総事業費	約 224 億円	
減歩率	平均 14.7%	
権利者数	1,257 人	
地区内人口	約 4,200 人	
進捗状況	100.0% ※平成 20 年 2 月に換地処分を終え、現在は、清算金業務を進めている。	

事業名	東長崎平間・東地区土地区画整理事業	【整備概要】 都市計画道路： 3,225m 区画道路等： 6,639m 水路： 414m 公園・緑地： 9,712m ² 橋梁架設： 1橋 建物等移転： 213戸 ※ 令和5.3.24 換地処分公告
施行区域の決定	昭和50年12月16日	
事業計画の決定	平成14年5月31日	
施行地区	矢上町、平間町及び東町の各一部	
施行面積	約30.0ha	
施行期間	平成14年度～令和8年度(予定)	
総事業費	約110億円	
減歩率	平均22.55%	
権利者数	448人	
地区内人口	約700人	
進捗状況	100.0% ※令和5年3月に換地処分を終え、現在は、清算金業務を進めている。	

事業名	長崎駅周辺土地区画整理事業	【整備概要】 都市計画道路：1,612m 区画道路等： 83m 公園・緑地：5,745 m ²
施行区域の決定	平成20年12月26日	
事業計画の決定	平成21年10月30日	
施行地区	尾上町、大黒町、八千代町及び西坂町の各一部	
施行面積	約19.1ha	
施行期間	平成21年度～令和10年度	
総事業費	約185億円	
減歩率	37.9%	
権利者数	11人	
進捗状況	約91%（令和7年度末）	

(2) 市街地再開発事業

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設と有効なオープンスペースの確保の三者を一体的総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとする事業である。

平成4年度に長崎市北部の千歳町に最初の再開発ビル「チトセピア」が完成し、その後隣接する住吉3番街区に「サン住吉」、新大工地区に「シーボルトタウン」、旭町地区に、長崎市では初めての高層ビル「タワーシティ長崎」が平成17年度に完成している。

直近の事例では、新大工町地区において、玉屋百貨店及び近隣店舗による再開発事業が平成25年

度より開始され、令和元年度に新築工事に着手し、令和 4 年 10 月に工事が完成した。令和 5 年 7 月に再開発組合は解散し、決算報告の承認を経て令和 5 年度で事業が完了している。

また、大黒町地区において、令和 7 年 5 月 30 日に都市計画決定がなされ、現在、大黒町地区市街地再開発準備組合により事業化に向けた検討が進められている。

[事業概要]

市街地再開発事業の名称	ビ ル 名 称	地区面積	事 業 年 度
千歳地区	チトセピア	1.59ha	昭和 58 年度～平成 4 年度
住吉 3 番街区	サン住吉	0.22ha	平成元年度～平成 8 年度
新大工地区	シーボルタウン	0.26ha	平成 6 年度～平成 12 年度
旭 町 地 区	タワーシティ長崎	0.99ha	平成 5 年度～平成 17 年度
新 大 工 町 地 区	J プ ロ 新 大 工 新大工町ファンスクエア	0.72ha	平成 25 年度～令和 5 年度
大 黒 町 地 区	未 定	0.90ha	令和 5 年度～

(3) 優良建築物等整備事業

この事業は、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等を促進するために、土地利用の共同化や高度化を行う小規模再開発である。長崎駅に近接する御船蔵地区では平成 10 年度に「アクロスベール」が、五島町地区においては平成 13 年度に「中村ビル」が完成している。

また、幸町地区においては、令和 6 年 10 月に㈱ジャパネットホールディングスによる「長崎スタジアムシティ」が完成している。

[事業概要]

優良建築物等整備事業の名称	ビ ル 名 称	地区面積	事 業 年 度
御 船 蔵 地 区	アクロスベール	0.22ha	平成 7 年度～平成 10 年
五 島 町 地 区	中 村 ビ ル	0.35ha	平成 11 年度～平成 13 年度
幸 町 地 区	長崎スタジアムシティ	8.16ha	令和 4 年度～令和 6 年度

－ 土 地 区 画 整 理 事 業 実 施 状 況 一 覧 －

(R8. 3. 31)

施行地区名 項 目		戦 災 復 興	西 浦 上	出 島	城 山	本 原	旭町（補助事業）
1 施 行 者		長崎市長（知事委託）	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市（県委託）
2 施 行 面 積（ m ² ）		4,308,505	404,921	98,366	175,051	319,114	63,220
3 事 業 認 可（年月日）		S.21.12. 4	S.26.12.20	S.29.11.29	S.33. 2.18	S.33. 3.13	S.33.11.21
4 総 事 業 費（千 円）		1,642,975	65,255	91,728	117,000	187,630	253,008
5 整 理 前 後 の 宅 地 地 積 及 び 筆 数	前	3,534,733m ² (12,805筆)	383,308m ² (1,381筆)	51,418m ² (216筆)	162,477m ² (394筆)	291,053m ² (874筆)	52,066m ² (127筆)
	後	2,704,468m ² (－)	251,938m ² (839筆)	47,042m ² (155筆)	118,355m ² (338筆)	212,988m ² (584筆)	39,384m ² (78筆)
6 平均減歩率（実質）（％）		21.27	20	1.4	23.13	26.16	25.3
7 建物要移転戸数（戸）		1,039	96	32	39	95	157
8 換地処分公告（年月日）		S50. 2.7	S41. 7. 8	S42. 8.19	S44. 9. 3	S45. 1.29	S42. 2.22
9 事 業 終 了 年 度		S 49年度	S 41年度	S 42年度	S 44年度	S 44年度	S 41年度

施行地区名 項 目		見 日	大波止(補助事業)	宮の下(補助事業)	米 山	矢上地区(補助事業)	鶴 ノ 尾	
1 施 行 者		長 崎 市	長崎市の(県委託)	長 崎 市	組 合	長 崎 市	組 合	
2 施 行 面 積 (m ²)		410,840	73,619	102,422	251,623	1,054,757	123,350	
3 事 業 認 可 (年月日)		S.37. 3.31	S.37. 6.30	S.40. 4. 2	S.50. 9.20	S.53. 4.18	S.55.11.18	
4 総 事 業 費 (千 円)		321,500	974,100	1,343,115	2,868,150	22,369,000	2,224,299	
5	整 理 前 後 の 宅 地 地 積 及 び 筆 数	前	363,818m ² (858筆)	50,255m ² (337筆)	82,627m ² (586筆)	192,419m ² (550筆)	804,201m ² (2,866筆)	82,343m ² (180筆)
		後	261,868m ² (530筆)	45,888m ² (217筆)	73,946m ² (473筆)	113,272m ² (399筆)	686,413m ² (1,871筆)	40,374m ² (350筆)
6 平均減歩率(実質)(%)		28.02	8.69	11.52	53.8	14.7	65.0	
7 建物要移転戸数(戸)		44	228	138	20	493	—	
8 換地処分公告(年月日)		S47.12.25	S48. 2.28	H6. 3.22	S56. 3.31	H20.2.1	S60. 8.16	
9 事 業 終 了 年 度		S 47年度	S 47年度	H 5年度	S 55年度	R 10年度(予定)	H 3年度	

項 目 \ 施行地区名		矢 上 団 地	多 以 良	東 長 崎 尾 崎	西 町	平 間 ・ 東 地 区 (補 助 事 業)	長 崎 駅 周 辺 地 区 (補 助 事 業)
1 施 行 者		個 人	組 合	組 合	組 合	長 崎 市	長 崎 市
2 施 行 面 積 (m ²)		1,026,385	34,561	15,198	38,356	299,601	191,495
3 事 業 認 可 (年 月 日)		S. 55.12.27	H. 元. 6.20	H. 7. 6. 2	H. 7. 7.14	H.14. 5.17	H.21.10.14
4 総 事 業 費 (千 円)		18,934,774	231,917	149,360	1,738.159	11,000,000	18,536,675
5 整 理 前 後 の 宅 地 地 積 及 び 筆 数	前	648,775m ² (277 筆)	30,595.29m ² (52 筆)	14,841.28m ² (24 筆)	16,122.51m ² (21 筆)	234,414 m ² (1,023 筆)	168,907 m ² (38 筆)
	後	782,962m ² (1,554 筆)	24,485.1m ² (97 筆)	11,429.19m ² (72 筆)	25,507.81m ² (150 筆)	187,257 m ² (595 筆)	124,843 m ² (45 筆)
6 平均減歩率 (実 質) (%)		21.57	31.62	36.36	71.81	22.55	37.9
7 建 物 要 移 転 戸 数 (戸)		—	—	—	—	213	12 (予 定)
8 換 地 処 分 公 告 (年 月 日)		H4.12.15	H3. 1.29	H8.11. 8	H9.11. 3	R 5.3. 24	R 10 年 度
9 事 業 終 了 年 度		H 4 年 度	H 3 年 度	H 8 年 度	H 9 年 度	R 8 年 度 (予 定)	R 10 年 度

4 景観まちづくり

(1) 景観形成の取り組み

長崎市では、「長崎市都市景観条例」を昭和 63 年 12 月に制定し、都市景観基本計画を平成 2 年 4 月に定め、良好な景観づくりに取り組んできた。その後、平成 17 年～18 年の 7 町との合併や、市民の景観に対する意識の高まり、社会状況の変化などから、合併町を含む市内全域を対象とした、「長崎市景観基本計画」及び、景観法に基づく「長崎市景観計画」を策定し、また、前条例を「長崎市景観条例」に改定し、それぞれ、平成 23 年 4 月 1 日に施行した。

(2) 景観形成の理念と方針

第 5 次総合計画における長崎市の将来の都市像である「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」の実現に向けて、景観基本計画の「多彩な物語を育む長崎の景観づくり」を基本理念として掲げ、「魅せる大景観づくり」や「個性を磨く景観づくり」、「愛着のあるまちづくり」などを基本方針としている。

(3) 景観形成重点地区の指定

長崎市の景観を特徴づける地区を景観上重要な地区として位置づけ、条例及び基本計画に基づき、長崎市景観計画において「景観形成重点地区」に指定している。

景観形成重点地区指定状況

地区名/ゾーン名	指 定 年 月 日	指 定 面 積
東 山 手 ・ 南 山 手 地 区	平成 23 年 4 月 1 日	約 80ha
中 島 川 ・ 寺 町 地 区	平成 23 年 4 月 1 日	約 69ha
平 和 公 園 地 区	平成 23 年 4 月 1 日	約 86ha
館 内 ・ 新 地 地 区	平成 23 年 4 月 1 日	約 7ha
外 海 地 区	平成 24 年 4 月 1 日	約 995ha
深 堀 地 区	平成 24 年 4 月 1 日	約 46ha
高 島 北 溪 井 坑 跡 地 区	平成 26 年 4 月 1 日	約 6ha

(4) 景観協議

市内全域で一定規模を超える大規模建築物等を計画する場合は、景観条例に基づく届け出が必要であり、魅力あるまちづくりを進めるため、景観形成基準に適合するよう助言や指導を行っている。

景観協議件数

年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
件数	307	304	216	192	150

(5) 景観重要建造物の指定

建築物等の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものを、「景観重要建造物」として 20 件を指定している。指定後は、外観の修繕等にかかる費用の一部を助成している。

(6) 景観まちづくり地域団体の認定及び助成

一定の地区において、景観の形成を推進する活動を継続している団体を、景観まちづくり団体として認定し、3 年間に限り活動費の一部を助成している。

(7) 長崎市都市景観賞

長崎の歴史的背景と地理的特色を生かし、周辺のまちなみに調和した建築物等に対して賞を贈ることにより、市民の景観に対する関心を高め、よりいっそう快適で美しいまちなみを守り育てることを目的としたものである。令和 7 年度までに 24 回実施しており、これまでに 139 作品を表彰している。

(8) 都市サインの整備

都市サインのデザインや体系の再整備を行うため、平成 7 年 3 月策定の「長崎市案内・誘導サイン整備基本計画」及び平成 26 年 3 月策定の「まちなか誘導案内板整備計画」に基づき、観光面における市街地の主要地区で順次整備を進めている。

■令和 7 年度末現在の設置数

歩行者系	案内サイン	38 箇所
	誘導サイン	280 箇所
自動車系 誘導サイン		30 箇所

(9) 屋外広告物

中核市移行に伴い、長崎市屋外広告物条例を平成 9 年 4 月に施行し、屋外広告物の許可や指導を行っている。また、令和元年度をもって、違反広告物除却推進員による、簡易広告物の違反広告物除却推進運動を廃止した。令和 2 年度より、市民からの違反広告物の通報を受け、職員による現地調査、指導、除却を行っている。

屋外広告物許可物件数

年 度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
件	2,590	2,782	2,444

違反広告物簡易除却物件数

年 度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
件	0	0	0

(10) 公共掲示板

広告物の公的掲示場所を提供することにより、まちの美観維持と文化活動の向上に寄与することを目的に、「ふれあい掲示板」を 58 基設置している。

(11) 歴史的風致維持向上推進

長崎市歴史的風致維持向上計画（令和 2 年 3 月 24 日主務大臣認定）に基づき、重点区域である山手・中央・館内区域において、令和 2 年 8 月に重点区域歴史まちづくり協議会として設立された「長崎居留地歴史まちづくり協議会」と連携し、歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまちづくりを進めている。

(12) 夜間景観 夜景の更なる魅力向上を図るため、平成 29 年 5 月に策定した環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、「遠景の夜景みがき」と「中・近景の夜間景観づくり」の 2 つの視点で夜間景観を推進している。

5 地区計画

地区計画は、昭和 55 年の「都市計画法及び建築基準法の一部改正」により創設され、地区または街区を単

位として、それぞれの地区の特性に応じたきめ細かな街づくりを行うための都市計画制度の一つである。

地区計画の内容は、住民の総意のもと、道路・公園等の地区施設の配置や規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地に関する事項、土地利用に関する事項などのうち、地区の状況、特性に応じて必要なものを選択して定め、これに基づき開発行為や建築行為等を規制・誘導することにより良好な市街地の形成または保全を図るものである。

本市では、昭和 62 年に「長崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例」を制定し、昭和 63 年「八千代町地区計画」の都市計画決定をはじめとして、以降、令和 3 年 3 月「長崎スタジアムシティ地区計画」の策定など、現時点で 39 地区の地区計画を定めており、今後さらに住民と一体となったまちづくりを進める上での有効な手段として、広範な活用を図っていく。

また、平成 4 年に「長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例」を制定し、地区計画の内容を建築確認の審査事項に加え、良好な市街地の形成をより確実なものとしている。

6 斜面市街地再生事業

本市は、地形的な制約から車のアクセスが困難な斜面居住地区が市街地の大半を占めている。これらの斜面市街地では、緊急車両のアクセス不可、災害の危険性、市民サービスの低下等の問題を有している。

このような問題の改善に向け、平成 2 年に斜面市街地の整備の基本的な考え方を「長崎市住環境整備方針」としてとりまとめ、平成 3 年度以降、地区ごとのまちづくり計画を策定し、斜面市街地再生事業を進めている。このうち十善寺地区においては、平成 7 年度から事業に取り組み、生活道路が完成した。このほか、7 地区（江平地区、稲佐・朝日地区、南大浦地区、北大浦地区、水の浦地区、岩瀬道・立神地区、立山地区）において、計画に基づき生活道路の整備を進めてきたが、未着手の生活道路については、事業完了までに、長期間、莫大な事業費を要することが予想されることから、地元のまちづくり協議会や自治会と事業の見直しについて協議を進めた結果、令和 5 年度に 4 地区（十善寺地区、江平地区、立神地区、水の浦地区）の整備を完了した。

7 住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設及び公共施設の整備等を総合的に行う事業である。

（泉・住吉地区）

泉・住吉地区の 11.9ha を対象に、短大・工場・社宅の移転した跡地における土地利用転換と、周辺の道路・公園・下水道等の公共施設の整備を図るため、平成 7 年度に「泉・住吉地区住宅市街地総合整備事業整備計画」を策定し、平成 8 年 7 月に大臣承認を受けた。

住宅等の建設については、平成 10 年度から外語短大跡地の分譲住宅の建設工事に着手し、平成 12 年度に完成している。また、公共施設の整備についても、平成 10 年度から都市計画道路、雨水幹線工事、平成 16 年度からは市道の拡幅工事に着手しており、平成 22 年度までに全てが完成している。

〔事業概要〕

① 対象地区 住吉町、花丘町、泉 1 丁目及び 2 丁目の各一部 約 11.9ha

整備計画の大臣承認 平成 8 年度

② 拠点地区 短大跡地、工場跡地、社宅跡地 約 2.0ha

③ 計画概要 ○住宅供給計画（平成 12 年度完成）

・短大跡地（県公社） : 120 戸

・工場・社宅跡地（民間等）: 110 戸

○公共施設整備計画

・都市計画道路住吉町高田郷線 : L=820m W=13m 拡幅整備(平成 22 年度完成)

・泉町公園（近隣公園）: A=1.06ha 再整備（平成 15 年度完成）

・住吉公園（街区公園）: A=0.44ha 再整備（平成 14 年度完成）

・岩屋 6 号雨水幹線 : L=445m 雨水幹線新設（平成 21 年度完成）

・花丘町住吉町線 : L=106m W=9m 拡幅整備（平成 21 年度完成）

（滑石地区）

滑石地区は、市内中心部から北北西へ 7~8km に位置し、かつてニュータウンとして開発された住宅市街地である。

当地区は、開発後 50 年を経過しつつあり、公的住宅の老朽化に伴い居住水準の向上やニーズに対応した建替え及び公共施設の整備を中心とした居住環境の再整備が課題となっている。

このことから、公的住宅団地の建替えによる良質な市街地住宅の供給に併せて、道路・河川・公園等を再整備すると共に、アーバンデザインの観点から民間住宅や商業施設の更新及び景観形成を誘導する。

〔事業概要〕

① 対象地区 滑石 3、4、5、6 丁目、横尾 1 丁目及び大園町の一部 約 112ha

整備計画の大臣承認 平成 17 年度

② 拠点地区 約 24.5ha

③ 計画概要 ○住宅供給計画（約 2,440 戸）

A 工区～H 工区 長崎県、長崎市、長崎県公社、特定施行者

○公共施設整備計画

・都市計画道路滑石町線 : L=850m W=30m 拡幅整備

・大井手川 : L=2,150m 再整備

・滑石中央公園（街区公園）: A=0.25ha 再整備（平成 14 年度完成）

・北陽公園（街区公園）: A=0.31ha 再整備（平成 16 年度完成）

・大園公園（街区公園）: A=0.18ha 再整備

8 中心市街地の再生

歴史的な文化や伝統に培われた「まちなか」は、社会情勢の変化により求心力を失いつつあったため、専門家や市民等で構成される「まちなか再生計画策定検討委員会」からの提案を踏まえ、平成 20 年 12 月に、「まちなか再生の行動に関する基本方針」を策定し、道路や交通、景観と地域文化、まちなか居住と賑わいの創出などの諸問題に対応しつつ、自主まちづくりや重点施策等の展開を図り、平成 25 年度から「まちぶらプロジェクト」として取り組みを進めてきた。今後も「まちなか再生」に取組み、新幹線開業

や長崎駅周辺の整備によって生み出される賑わいを「まちなか」に波及させるため、まちぶらプロジェクトを推進する。

また、これまで市街地の整備改善、まちなか居住の推進、商業の活性化等を目的として、平成 27 年より「第 1 期長崎市中心市街地活性化基本計画」及び「第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画」を内閣総理大臣による認定を受け各種施策を推進してきており、令和 8 年には「第 3 期長崎市中心市街地活性化基本計画」の認定を受け、交流人口拡大の効果が中心市街地全体に波及するよう快適で回遊したくなるまちづくりを行うとともに持続可能で力強い経済成長をを促すため経済活力に溢れるまちづくりを推進している。

令和 6 年 4 月には、長崎駅周辺再整備や長崎スタジアムシティなど、新たな集客拠点から生まれる賑わいを「まちなか」を含む都心部全体へ波及させ、将来も賑やかで暮らしやすいまちづくりを進めていくための指針として、「長崎都心まちづくり構想」を策定した。

9 唐人屋敷顕在化事業

唐人屋敷跡は、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つことから、まちづくりの方向性を示した「都市計画マスタープラン」や「新地・十善寺地区まちづくりマスタープラン」の中にも歴史を活かした地区として位置づけられている。

こうした地区の整備の方向性を踏まえ、平成 12 年度の長崎市唐人屋敷跡活用検討協議会からの「唐人屋敷跡の活用に関する提言」および、平成 14 年度の長崎市唐人屋敷顕在化事業推進会議からの「唐人屋敷顕在化事業の推進に関する助言」に基づき、平成 13 年度から、具体的な事業に着手し、歴史を活かした観光拠点の整備、居住環境の整備などを図るため、道路、広場、拠点施設などの整備や、沿道建築物等の修景に対して、経費の一部を助成するまちなみ整備助成事業を行うとともに、まち歩きなどのソフト事業についても地域住民と一体となって推進してきた。

これまでに四隅モニュメント、天后堂前広場、唐人屋敷象徴門（誘導門、大門）、十善寺地区まちづくり情報センター、蔵の資料館、土神堂前公園等が完成している。

10 老朽危険空き家対策事業

老朽危険空き家対策事業では、長年放置され老朽化し、倒壊等の危険性がある空き家のうち、所有者からその建物及び土地の寄附が受けられる等の条件を満たすものについて除却し、跡地をポケットパーク等の公共性のあるものとして整備し、その日常的な管理を地元自治会に委ねている。当初は、特に整備が必要な既成市街地（約 1,070ha、105 町丁目）を対象区域としていたが、平成 24 年度からは、既成市街地（約 3,900ha、330 町丁目）に区域を拡大し、令和 2 年度からは、全市域を対象区域としている。

この事業は、平成 18 年度から地域住民の安全性の向上と地域コミュニティの支援を目的として創設され、平成 19 年度から地域住宅交付金（平成 22 年度から社会資本整備総合交付金、平成 29 年度から空き家対策総合支援事業補助金に移行）を活用している。

また、5 年間を事業期間として始めた事業であるが、地域住民の事業に対する評価が高いことから、事業期間を延長し、住環境整備の推進を図っている。

年 度	申込件数	除却件数	備 考
H18～R6	597	56	-
R7	1	0	-
計	598	56	-

住 居 表 示

住居表示に関する法律（昭和37年5月10日法律第119号）に基づき本市では、昭和38年中島川から長崎駅周辺の復興土地区画整理第1工区及びその周辺地区について、第1回目の町界町名整理と住居表示を実施し、次に掲げているように61回に渡って関係者の協力を得ながら、住居表示の実施並びにこれと関連した町界町名の整理を行ってきている。

1 進捗率

（令和8年4月1日現在）

区 分	面 積		世 帯 数		町 数
①実施済区域	41.884	k m ²	進捗率	142,995 世帯	325
②市内全域	405.690	k m ²	①／② 10.32%	204,696 世帯	478
③市街化区域	62.320	k m ²	①／③ 67.21%		－
④全体計画区域	43.013	k m ²	①／④ 97.38%	147,665 世帯	336

2 住居表示の実施状況

実施年月日		町 名	実施面積 (k m ²)	世帯数	町数
1	S38.11.1	江戸町外15町	0.942	4,154	16
2	S39.2.1	西坂町外7町	0.590	2,676	8
3	S39.4.1	出島町、新地町	0.180	714	2
4	S39.7.1	大橋町外10町	1.196	7,673	11
5	S39.10.1	目覚町外6町	0.781	4,762	7
6	S39.12.1	松山町外8町	1.258	6,168	9
7	S40.4.1	坂本町外9町	1.014	6,635	10
8	S40.11.1	稲佐町外13町	1.212	4,388	14
9	S41.3.1	淵町外12町	1.527	8,190	13
10	S41.11.1	八幡町外13町	0.600	5,296	14
追加	S47.11.1	淵町、江の浦町、平戸小屋町（追加分）	0.135	－	－
11	S48.4.1	高平町外28町	1.949	10,025	29
12	S48.2.1	五島町、樺島町、元船町	0.176	1,412	3
13	S48.11.1	松が枝町、相生町、上田町、出雲1・2丁目	0.332	1,310	5
14	S49.3.1	南山手町外7町	0.404	1,555	8
15	S49.12.1	川上町外6町	0.535	2,023	7
16	S51.6.1	滑石1丁目外10町	1.919	9,531	11
17	S52.9.1	新中川町外11町／八幡町（追加分）	1.334	3,852	12
18	S53.6.1	西山台1・2丁目	0.319	743	2
19	S54.1.1	鶴見台1・2丁目	0.236	887	2
20	S55.11.1	横尾1～5丁目／滑石3丁目（追加分）	0.712	2,397	5
21	S56.11.1	伊勢町外14町	1.067	4,893	15
22	S57.6.1	三景台町	0.160	417	1
23	S58.10.1	女の都2～4丁目	0.564	1,728	3
24	S59.3.1	かき道2・3丁目	0.540	1,262	2
25	S59.8.1	鶴の尾町	0.126	418	1
26	S59.10.1	平山台1・2丁目	0.400	868	2
27	S60.9.1	大宮町（追加分）	0.021	－	－
28	S60.10.1	鳴見台1・2丁目	0.627	1,654	2
29	S62.3.2	城山台1・2丁目／金堀町（追加分）	0.777	1,203	2
30	S63.6.6	葉山1・2丁目、岩屋町、エミメント葉山町	0.795	3,395	4
31	H元.2.6	下西山町	0.055	218	1

実施年月日		町名	実施面積 (k m ²)	世帯数	町数
32	H元. 12. 4	立山 1～5 丁目	0. 470	966	5
33	H 2. 10. 8	かき道 4・6 丁目	0. 333	792	2
追加	H 2. 10. 8	元町外 4 町 (追加分)	0. 140	－	－
34	H 3. 2. 4	ダイヤランド 1～4 丁目	1. 038	2, 108	4
35	H 4. 2. 3	新戸町 1 丁目外 5 町／若竹町外 1 町 (追加分)	0. 965	2, 785	6
36	H 4. 8. 3	坂本 2 丁目外 3 町／本尾町外 3 町 (追加分)	0. 845	1, 183	4
37	H 5. 8. 2	界 1・2 丁目	0. 332	1, 077	2
38	H 5. 11. 1	大手 2・3 丁目／石神町外 1 町 (追加分)	0. 288	943	2
39	H 6. 2. 28	上銭座町外 2 町／天神町外 2 町 (追加分)	0. 400	724	3
39	H 6. 2. 28	西町、緑が丘町	0. 286	1, 067	2
39	H 6. 2. 28	かき道 1・5 丁目	0. 345	903	2
40	H 6. 10. 31	赤迫 1 丁目外 7 町／泉 1 丁目外 2 町 (追加分)	0. 741	4, 021	8
40	H 6. 10. 31	つつじが丘 1～5 丁目	0. 367	1, 213	5
41	H 7. 2. 6	上西山町、西山本町、西山 1～3 丁目	0. 732	2, 285	5
42	H 7. 10. 30	田上 1 丁目外 5 町／樵の木町外 1 町 (追加分)	0. 836	1, 809	6
43	H 8. 2. 5	錦 1～3 丁目	0. 202	999	3
43	H 8. 2. 5	寺町／高平町、愛宕 1・2 丁目 (追加分)	0. 413	32	1
44	H 9. 11. 4	三景台町、錦 3 丁目 (追加分)	0. 040	－	－
45	H10. 3. 2	東立神町外 3 町／東琴平 1 丁目外 2 町 (追加分)	1. 007	578	4
46	H10. 10. 5	上戸町 1～4 丁目	0. 371	1, 266	4
47	H11. 11. 8	国分町外 4 町／梁川町外 3 町 (追加分)	0. 839	1, 930	5
48	H12. 2. 7	稲佐町外 3 町 (追加分)	0. 292	－	－
49	H13. 2. 5	京泊 1 丁目外 4 町／大園町 (追加分)	1. 829	2, 373	5
50	H14. 1. 15	三原 1 丁目外 2 町／西山台 1 丁目 (追加分)	0. 832	3, 110	3
追加	H14. 10. 9	片淵 3 丁目 (追加分)	0. 029	－	－
51	H15. 1. 14	本河内 1～3 丁目	0. 682	1, 267	3
52	H16. 1. 13	小江原 1～5 丁目	1. 395	3, 221	5
53	H16. 10. 12	春木町外 6 町／岩見町 (追加分)	1. 524	3, 505	7
追加	H17. 4. 22	出島町外 1 町 (追加分)	0. 107	－	－
54	H18. 3. 20	愛宕 4 丁目／弥生町外 2 町 (追加分)	0. 279	326	1
55	H18. 6. 19	小菅町 (追加分)	0. 076	－	－
56	H19. 1. 9	銀屋町、東古川町 (旧町名復活)	(0. 024)	(310)	2
57	H20. 1. 15	けやき台町外 2 町／出雲 1 丁目外 3 町 (追加分)	0. 541	845	3
58	H20. 2. 2	矢上町／かき道 1 丁目 (追加分)	0. 604	928	1
59	H21. 1. 13	泉 1 丁目 (追加分)	0. 108	－	－
60	H22. 7. 20	船大工町 (旧町界への変更)	(0. 008)	(94)	－
61	H23. 1. 11	新戸町 4 丁目	0. 113	252	1
計			41. 884	142, 955	325

※ 世帯数は、令和8年4月1日現在の数であり、住居表示を追加実施した町の世帯数については、初回に実施した回数に一括で記載している。

※ 住居表示の実施により消滅した町名が、後年、復活した場合、その町の面積及び世帯数については、消滅した時点で計上されているため、復活した時点では（ ）で表示し、集計しないこととする。

住居表示を一部実施している町（未実施区域が残る町）

青山町、秋月町、飽の浦町、油木町、出雲 2 丁目、出雲 3 丁目、入船町、岩屋町、大谷町、大鳥町、片淵 3 丁目、片淵 4 丁目、片淵 5 丁目、上戸町 4 丁目、川上町、小菅町、昭和 3 丁目、白木町、新戸町 3 丁目、田上 1 丁目、田上 3 丁目、戸町 2 丁目、滑石 4 丁目、鳴滝 3 丁目、虹が丘町、西山 1 丁目、西山台 2 丁目、星取 2 丁目、本河内 3 丁目、水の浦町、八つ尾町(計 3 1 町)

地 籍 調 査

地籍調査とは、国土調査法に基づく国土調査の一つで、一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査並びに境界の確認・測量及び面積の測定を行うものである。調査の結果は、地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）として取りまとめられ、この写しが法務局に送られることで、法務局の登記簿と地図が更新されることになる。

長崎市では、合併前にすでに調査を完了している香焼、野母崎、三和、外海、琴海の各地区を除いて、市内全域において地籍調査を実施することとし、平成 22 年度から調査を進めている。

地籍調査の実施地区は、町単位を基本とするが、面積が大きい町は分割し、小さい町は複数の町で 1 地区を構成する。1 地区につき 3、4 年をかけて調査を行うことになる。

なお、地籍調査を実施することで、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や災害復旧の迅速化、公共事業の効率化などへの効果が期待される。

（１）進捗状況

(R8. 3. 31)

調査対象面積	調査済（換算）面積	進捗率
386.75 km ²	168.50 km ²	43.6%

（２）実施地区

令和 7 年度までの調査完了地区	令和 8 年度実施予定地区
香焼、野母崎、三和、外海、琴海の各地区、古賀町の一部、松原町の一部、西山台 1・2 丁目、つつじが丘 1～5 丁目、中里町の一部、船石町の一部、東町の一部、天神町、浜平 1 丁目、御船蔵町、田中町の一部、緑が丘町、江里町、白鳥町、塩浜町、入船町、飽の浦町、秋月町、幸町、宝町、八千代町、銭座町、星取 1 丁目、川上町、椎の木町、小江原 3 丁目、小江町の一部、立山 1～5 丁目、三原 2 丁目、西町、稲佐町、油木町、千々町の一部、稲田町、中新町、十人町、館内町、水の浦町、大谷町、坂本 2・3 丁目、目覚町、緑町、上銭座町、大鳥町、丸尾町、元町、日の出町、高丘 1・2 丁目、浜平 2 丁目、磯道町の一部、城栄町、城山町、旭町、弁天町、飯香浦町の一部、曙町、光町、淵町、立岩町、虹が丘町、八景町、田上 2 丁目、青山町の一部、大崎町の一部、宮摺町の一部、大浦町、東山町、下町、平戸小屋町、江の浦町、南が丘町、南町、柳谷町、花園町	金堀町の一部、西山 1 丁目の一部、片淵 4 丁目、梁川町、竹の久保町、岩川町、浜口町、東山手町、梅香崎町、宝栄町、千々町の一部、坂本 1 丁目、若草町、富士見町、石神町、扇町

交 通 対 策

本市の主要幹線道路は、東方向から国道 34 号（日見街道）、国道 34 号長崎バイパス、西方向から国道 202 号（外海～長崎駅前～都心）、北方向から国道 206 号（琴海～横道～赤迫～都心）、また南方向から国道 324 号（茂木街道）、一般国道 499 号（野母～江川～都心）が、いずれも市街地部に迫る山々の谷あいや海岸を走り、都心部に集まる一点集中型の道路体系（放射線型）となっている。そのために、放射環状型の幹線道路網の整備に取り組んでいる。

1 幹線道路の整備状況

路 線 名	概 要
九州横断自動車道 長崎大分線 （長崎自動車道）	長崎市～大分市 延長 254km 幅員 22.0m（4 車線） 長崎多良見 I C～武雄北方 I C 延長約 56km H2 年 1 月供用開始 （うち長崎多良見 I C～大村 I C S57 年 11 月供用開始） 長崎 I C～長崎多良見 I C 延長約 11.3km（2 車線） H16 年 3 月供用開始 長崎芒塚 I C～長崎多良見 I C 延長約 8.3 km R1 年 6 月 全線 4 車線運用開始 長崎 I C～長崎芒塚 I C 延長約 3.0 km R4 年 3 月 全線 4 車線運用開始
浦 上 川 線	松山町～茂里町 延長約 0.9km 幅員 16.5～34.0m H 元年度供用開始 茂里町～元船町 延長約 2.4km 幅員 16.5～40.0m H22 年 11 月供用開始
長崎時津縦貫線	茂里町～時津町 延長約 7.0km 幅員 12.0～18.0m R3 年 11 月都市計画決定 茂里町～滑石 2 丁目 延長約 5.3km 幅員 12.0～18.0m R4 年 4 月事業化
長崎外環状線	時津町～江川町 延長約 22.2km 幅員 19.0m（4 車線） S50 年 12 月都市計画決定 時津町～川平町（川平有料道路） 延長約 4.7km（2 車線） H2 年 7 月供用開始 川平町～西山（代替ルート） 延長約 3.8km（2 車線） H3 年 3 月供用開始 早坂町～田上 3 丁目 延長約 1.3km（2 車線） H15 年 3 月供用開始 田上 3 丁目～新戸町 延長約 2.5km（2 車線） H23 年 2 月供用開始 新戸町～江川町 延長約 5.2km（2 車線） H28 年 4 月事業化
一般国道 34 号 日見バイパス	田中町～馬町 延長約 7.1km 幅員 25.0～35.0m S52 年 10 月・S55 年 3 月都市計画決定 本河内～芒塚町 延長約 2.3km 幅員 25.0m H11 年 11 月 暫定 2 車線で供用開始 妙相寺～奥山 延長約 1.3km 幅員 25.0m H18 年 3 月 4 車線供用開始 本河内町～芒塚町（新日見トンネル） 延長 1.6km R3 年 3 月 4 車線供用開始
一般国道 499 号	H3 年 3 月都市計画決定 小ヶ倉町 2 丁目～平山町 延長約 5.4km 幅員 19.0m（4 車線） 江川町～平山町 延長約 2.5km 幅員 25.0m H23 年 3 月供用開始 平山町～布巻町 延長約 1.3km 幅員 22.0m H20 年 4 月事業化 蚊焼町 延長約 0.6km 幅員 14.5m H24 年 3 月供用開始 蚊焼町～黒浜町 延長約 2.1 km 幅員 9.75m R4 年 3 月供用開始
一般国道 324 号 出島バイパス	新地町～早坂町 延長約 3.4km 幅員 20.0m（4 車線） H3 年 3 月都市計画決定 H16 年 3 月供用開始
女神大橋線	新戸町～大浜町 延長約 5.0km 幅員 25.0m（4 車線） H3 年 12 月都市計画決定 戸町 4 丁目～大浜町 延長約 4.0km H17 年 12 月供用開始 新戸町～戸町 4 丁目 延長約 1.1km H20 年 3 月供用開始
一般県道伊王島香焼線 （伊王島大橋）	伊王島町 2 丁目～香焼町 延長約 2.7km 幅員 10.0m（2 車線） H23 年 3 月供用開始

2 主要地点の交通量（R3 年度全国道路交通情勢調査、12 時間・24 時間の自動車類台数）

路 線	地 点	車線数	自 動 車 類(12h)			自 動 車 類(24h)		
			小型車	大型車	計	小型車	大型車	計
206 号	六 地 蔵 前	4	30,481	2,513	32,994	38,291	4,601	42,892
202 号	長 崎 駅 前	6	34,766	4,980	39,746	45,314	6,087	51,401
202 号	稲 佐 町	4	10,416	1,203	11,619	12,807	1,717	14,524
324 号	愛 宕 3 丁 目	2	7,472	324	7,796	9,251	401	9,652
34 号	新 大 工 町	4	24,476	2,099	26,575	31,389	3,159	34,548
34 号	田 中 町	2	8,695	748	9,443	11,332	1,086	12,418
長崎バイパス	間の瀬IC～川平IC	4	21,996	2,679	24,675	28,726	3,498	32,224
499 号	松 が 枝 町	6	24,110	2,393	26,503	30,320	3,869	34,189

3 公共輸送機関別輸送状況（長崎市統計資料）

区 分	輸送量（人／日）					輸送量分担率（％）				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
合 計	159,954	159,233	176,691	185,496	185,332	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
バ ス	99,060	98,740	106,773	110,096	109,687	61.9	62.0	60.4	59.3	59.2
路面電車	29,089	30,982	37,300	40,923	41,429	18.2	19.5	21.1	22.1	22.3
鉄 道	11,063	11,154	13,010	14,153	14,955	6.9	7.0	7.4	7.6	8.1
タクシー	20,742	18,357	19,608	20,323	19,221	13.0	11.5	11.1	11.0	10.4

※ バス・路面電車・鉄道は各年度末の集計、タクシーは各年 12 月末の集計。

※ 本市の平均運行速度 バス約 15km/h 路面電車約 15km/h

4 九州新幹線西九州ルート

〈目的〉

全国の高速交通体系の主軸として国土の背骨を形成し、国土の均衡のとれた発展と西九州地域の一体的振興を促すとともに本市をはじめとする長崎県勢の浮揚を図る。

〈概要〉

- ・ 区 間 長崎市～福岡市 総延長約 143km
- ・ 認可区間 武雄温泉～長崎間（西九州新幹線）
- 延長 約 66km（工事延長約 67km）
- 事業費 約 6,197 億円
- 駅の位置 武雄温泉駅（併設）、嬉野温泉駅（新設）
新大村駅（新設）、諫早駅（併設）、長崎駅（併設）
- 線路規格 標準軌
- 認可日 平成 24 年 6 月 29 日（工事実施計画（その 1））
平成 29 年 5 月 19 日（工事実施計画（その 2））
- 変更認可 平成 31 年 4 月 12 日（工事実施計画の変更認可）
- 認可内容 用地、土木構造物関係（工事実施計画（その 1））

	軌道、電気、信号・通信、車両検修などの開業設備(工事実施計画(その2))
	工事費の変更 約 5,009 億円→約 6,197 億円(変更認可)
事業期間	平成 24 年度～令和 7 年度(令和 4 年 9 月 23 日に対面乗換式にて開業)

〈これまでの経緯〉

九州新幹線西九州ルートについては、昭和 48 年の整備計画決定以来、これまで多くの関係者の積極的な取り組みが続けられた結果、平成 24 年 6 月に、武雄温泉～長崎間を軌間可変電車方式(フリーゲージトレイン)により整備する内容の認可がなされた。

しかしながら、技術的な問題から平成 30 年 7 月にフリーゲージトレイン導入を断念するに至り、令和 4 年 9 月 23 日より武雄温泉駅でフル規格新幹線と在来線特急を同じホームで乗り換える対面乗換方式(リレー方式)にて運行が開始された。

現在は、新幹線効果が最大限発揮されるよう、未整備区間(新鳥栖～武雄温泉間)の早期整備を国に求めるとともに、東アジアの陸の玄関口にふさわしい、地域の魅力や個性を活かした長崎駅周辺のまちづくりに取り組んでいるところである。

5 J R 長崎本線連続立体交差事業

J R 長崎本線連続立体交差事業は、鉄道の高架化による東西市街地の一体化や、踏切除却による交通混雑や踏切事故の解消を図るとともに、西九州新幹線(長崎～武雄温泉)及び長崎駅周辺土地区画整理事業と一体となって長崎駅周辺地区の再整備を行うもので、平成 21 年度から事業に着手し、令和 2 年 3 月 28 日に在来線の高架化による運行が開始され、令和 7 年度末に事業が完了した。

【J R 長崎本線連続立体交差事業の概要】

- ・事業主体 長崎県
- ・事業区間 松山町～尾上町 約 2.5 km
- ・工事方法 仮線方式
- ・除却踏切 竹岩橋踏切、梁川橋踏切、宝町踏切、幸町踏切
- ・高架化駅 長崎駅、浦上駅
- ・事業期間 平成 21 年度～令和 7 年度(令和 2 年 3 月 28 日高架化完了)
- ・総事業費 約 549 億円

駐 車 場

本市中心市街地では、これまで、駐車対策を推進するために、昭和 42 年に都心部 158ha を駐車場整備地区に指定し、市営桜町駐車場、市民会館地下駐車場及び松が枝町駐車場の 3 箇所の都市計画駐車場を含む 4 箇所の市営駐車場を供用した。その後、昭和 49 年に松が枝地区、平成 6 年には住吉地区と浦上地区の駐車対策を推進するために駐車場整備地区の拡大を行い、現在 341ha を指定している。

また、民間施設の駐車対策として昭和 45 年には「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」を定め、一定規模以上の建物に駐車場の設置を義務付けた。この条例は、附置義務基準の強化と適用地区の拡大を図るため平成 5 年 3 月に全部改正、平成 13 年 6 月には、荷捌きのための駐車施設の附置を義務付ける改正、令和 4 年 12 月には、現状の駐車場の供給量の充足等を踏まえ、原単位の変更、低減措置の追加を行うとともに、車いすを利用する方などの駐車施設設置を義務付ける改正を行い、令和 5 年 4 月より施行している。

また、平成 6 年 10 月には、駐車場法に基づき駐車場整備地区内における駐車場整備の基本方針、目標等を定めた「長崎市駐車場整備計画」を策定し、平成 6 年 8 月に平和公園駐車場、平成 8 年 4 月に桜町駐車場（増設）、平成 9 年 11 月に松山町駐車場、平成 10 年 9 月に茂里町地下駐車場、平成 18 年 4 月に松が枝町第 2 駐車場（県から移管）を供用し、さらに、長崎駅周辺土地区画整理事業により、令和 2 年 3 月に長崎駅西口自動車整理場を供用した。

また、市営茂里町地下駐車場を地下機械式から平面自走式に変更する再整備を行い、市営茂里町駐車場として、令和 3 年 2 月に供用した。

1 市営駐車場

(R8. 4. 1 現在)

名称 区分	桜町駐車場	市民会館 地下駐車場	松が枝町 駐車場	松が枝町 第 2 駐車場	平和公園 駐車場	茂里町 駐車場	松山町駐車場	長崎駅西口自 動車整理場
施設構造	鉄骨鉄筋コン クリート2階建	鉄筋コンクリート 地下2層式	鉄筋コンクリート 地下1層式 広場式1箇所	鉄筋コンクリート 地上2階地下1階式	鉄骨鉄筋コンク リート 地下1層式 広場式2箇所	平面式	鉄筋コンクリート 地上2階地下1階式	平面式
駐車場面積	3,688.83㎡	6,617.3㎡	3,878.8㎡	4,200㎡	7,384㎡	2,770㎡	9,300.88㎡	
収容台数	普通車 170台 二輪車 44台	普通車 168台 二輪車 73台	バス 15台 マイクロバス 1台 普通車 40台 二輪車 5台	バス 11台 普通車 98台 二輪車 17台	バス 32台 普通車 88台 二輪車 6台	普通車 135台	バス 10台 普通車 292台	普通車 16台
事業費	7億4,395万円	4億799万円	6億3,825万円	30億円	約44億4,491万円	2億2,064万円	28億3,000万円	2,330万円
供用開始	平成8年4月1日	昭和49年1月14日	昭和51年7月1日	平成2年3月	平成6年8月1日	令和3年2月1日	平成9年11月3日	令和2年3月28日
R7年度実績 (1日平均 利用台数)	普通車 114台	普通車 172台	普通車 66台 バス(マイクロ含む) 25台	普通車 149台 バス(マイクロ含む) 5台	普通車 182台 バス(マイクロ含む) 34台	普通車 148台	普通車 350台 バス(マイクロ含む) 2台	普通車 99台

2 市営駐車場の利用料金

(1) 長崎市桜町駐車場

(R8. 4. 1 適用)

種 別 車 種	昼間駐車料金					夜間 駐車 料金	定期駐車料金	
	平日		休日				全日	昼間（午前8時から午後7時まで）又は 夜間（午後6時から翌日の午前8時まで）
			2時間30分以内		2時間 30分を 超える 場合			
	最 初 の 30分 ま で	そ の 後 30分 ま で ごと	最 初 の 30分 ま で	そ の 後 30分 ま で ごと				
普通自動車	円	円	円	円	円	円	円	円
小型自動車	140	130	140	130	730	830	19,420	14,020
軽自動車								

(2) 長崎市民会館地下駐車場

(R8. 4. 1 適用)

種 別 車 種	昼間駐車料金		夜 間 駐 車 料 金	定期駐車料金	
	最初の30分 ま で	その後30分 ま で ごと		全 日	昼間（午前8時から午後7時まで）又は 夜間（午後6時から翌日の午前8時まで）
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 140	円 130	円 830	円 19,420	円 14,020

(3) 長崎市松が枝町駐車場

(R8. 4. 1 適用)

種 別 車 種	昼 間 駐 車 料 金		夜 間 駐 車 料 金
	最初の1時間まで	その後30分までごと	
バス	円 1,500	円 750	円 1,040
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 300	円 150	円 830

(4) 長崎市平和公園駐車場

(ア) 地上部分

(R8. 4. 1 適用)

種 別 (入出庫1回 につき) 車 種	午前7時から午後8時までの1日当たりの駐車料金				午後8時から翌日の午前 7時までの駐車料金
	1時間まで	1時間を 超え1時間 30分まで	1時間30分 を超え 2時間まで	2時間を 超える場合	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	260円	380円	510円	620円	1時間につき 70円

(イ) 地下部分

a バス

(R8. 4. 1 適用)

種 別 車 種	昼 間 駐 車 料 金		夜 間 駐 車 料 金
	1 時 間 ま で	その後 30 分までごと	
バ ス	1,500 円	750 円	1,040 円

b その他

種 別 車 種	昼 間 駐 車 料 金				夜 間 駐 車 料 金
	1 時間まで	1 時間 を 超え 1 時間 30 分まで	1 時間 30 分 を 超 え 2 時間まで	2 時間 を 超える場合	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	260 円	380 円	510 円	620 円	830 円

(5) 長崎市茂里町駐車場

(R8. 4. 1 適用)

種 別 車 種	昼 間 駐 車 料 金		午後 10 時から翌日の午前 8 時までの駐車料金	定期駐車料金
	最 初 の 30 分 ま で	その後 30 分までごと		
普通自動車 小型自動車 軽自動車	140 円	130 円	30 分につき 40 円	11,000 円

(6) 長崎市松山町駐車場

a バス

(R8. 4. 1 適用)

種 別 (入出庫 1 回 につき) 車 種	午前 7 時 30 分から午後 10 時までの 1 日当たりの駐車 料金		午後 10 時から翌日の午前 7 時 30 分までの駐車料金
	1 時間まで	1 時間超	
バ ス	30 分につき 750 円	2,100 円	30 分につき 50 円

b 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種 別 車 種	入出庫 1 回ごとの駐車料金			定期駐車料金	
	午前 7 時 30 分から午後 10 時まで (1 日当たり)		午後 10 時から 翌日の午前 7 時 30 分まで	全 日	昼間 (午前 7 時 30 分から午後 10 時まで)
	2 時間まで	2 時間を 超える場合			
普通自動車 小型自動車 軽自動車	30 分につき 120 円	620 円	30 分につき 40 円	15,710 円	13,610 円

(7) 長崎市松が枝町第 2 駐車場

(R8. 4. 1 適用)

種 別 車 種	昼 間 駐 車 料 金		夜間駐車料金	定期駐車料金
	最初の 1 時間まで	その後 30 分までごと		
バス	1,500 円	750 円	1,040 円	
マイクロバス	750	370	1,040	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	300	140	830	12,000 円

(8) 長崎駅西口自動車整理場

(R8 4. 1 適用)

種別 車種	入出庫 1 回ごとの駐車料金
普通自動車、小型 自動車、軽自動車	入庫後 30 分につき 200 円

駐車時間が 20 分以内の場合は無料

(9) 長崎市桜町駐車場、長崎市民会館地下駐車場、長崎市松が枝町駐車場、長崎市平和公園駐車場及び
長崎市松が枝町第 2 駐車場の二輪自動車駐車料金

(R8. 4. 1 適用)

単 位	駐車料金	
	最初の 1 時間 30 分まで	1 時間 30 分を超える場合
入出庫 1 回につき	30 分につき 60 円	200 円

入庫した日の翌日以降に出庫する場合の駐車料金の額は、この表の 1 時間 30 分を超える場合に
掲げる額に入庫した日から起算して出庫した日までの日数を乗じて得た額とする。

3 駐車場等の整備状況

(R8. 4. 1)

都 市 計 画 駐 車 場				附 置 義 務 駐 車 施 設		届 出 駐 車 場		路 上 駐 車 場	総 供 用 数	
供 用 中		未 供 用								
箇所	台 数	箇所	台 数	箇所	台 数	箇所	台 数	台 数	箇 所	台 数
(5) 5	(758) 758	—	—	(58) 595	(12,779) 36,480	49	8,950	—	649	46,188

(注) 都市計画駐車場欄、附置義務駐車施設欄の()は届出駐車場(内数)である。

届出駐車場は都市計画駐車場及び附置義務駐車場施設を除く。

4 二輪車等駐車場

道路残地などの市有地を利用して、計 21 箇所、1,040 台分の駐輪場の整備を行っている。

一方、近年、有料の民間駐輪場の整備が進んでいることから、受益者への適切な負担を求め、民間による駐輪場整備の機運を高めるとともに、駐輪場の適切な管理・運営に資するため、市街地中心部にある施設について、順次、有料化を進めている。現在の設置場所、台数及び有料無料の別は、次のとおりである。

(R8. 4. 1)

名 称	台数	有料・無料
長崎市築町二輪車等駐車場	172 台	有料
長崎市古川町二輪車等駐車場	45 台	有料
長崎市万才町二輪車等駐車場	84 台	有料
長崎市元船町二輪車等駐車場	83 台	有料
長崎市尾上町二輪車等駐車場	66 台	有料
長崎市恵美須町二輪車等駐車場	29 台	有料
長崎市新地町二輪車等駐車場	21 台	有料
長崎市元船町第 2 二輪車等駐車場	17 台	有料
長崎市住吉町二輪車等駐車場	20 台	有料
長崎市興善町二輪車等駐車場	18 台	有料
長崎市新大工町二輪車等駐車場	22 台	有料
長崎駅二輪車等駐車場	88 台	有料
長崎市浦上駅二輪車等駐車場	90 台	有料
長崎市矢の平 1 丁目二輪車等駐車場	17 台	無料
長崎市西山 2 丁目二輪車等駐車場	23 台	無料
長崎市若葉町二輪車等駐車場	97 台	無料
長崎市大橋町二輪車等駐車場	65 台	無料
長崎市東山町二輪車等駐車場	10 台	無料
長崎市東山町第 2 二輪車等駐車場	15 台	無料
長崎市立山地区二輪車等駐車場	20 台	無料
長崎市松原町二輪車等駐車場	38 台	無料
計	1,040 台	

5 二輪車等駐車場の利用料金

(1) 通常の駐車

(R8. 4. 1 適用)

区分			入出庫1回ごとの金額
長崎市築町二輪車等駐車場、長崎市古川町二輪車等駐車場、長崎市万才町二輪車等駐車場、長崎市恵美須町二輪車等駐車場、長崎市新地町二輪車等駐車場、長崎市元船町第2二輪車等駐車場、長崎市住吉町二輪車等駐車場、長崎市興善町二輪車等駐車場、長崎市新大工町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	24時間以内の場合	最初の1時間まで	円 100
		1時間を超えるとき	200
	24時間を超える場合		24時間につき 200
長崎市元船町二輪車等駐車場、長崎市尾上町二輪車等駐車場及び長崎駅二輪車等駐車場	8時間以内の場合	最初の1時間まで	100
		1時間を超えるとき	200
	8時間を超える場合		8時間につき 100

(2) 長崎市築町二輪車等駐車場に係る定期駐車券及び回数駐車券

区分	金額 (円)
長崎市築町二輪車等駐車場に係る定期駐車券	月額 3,140
回数駐車券 (11枚つづり)	2,000

土 地 対 策

開発許可制度は都市計画法に基づくもので、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」（いわゆる「線引き都市計画区域」）、「非線引き都市計画区域」及び「都市計画区域外」において無秩序な市街化を防止し、公共・公益施設が整備され、かつ、安全性の確保された健全な市街地を計画的・段階的に形成していくことを目的とした制度である。

1 都市計画法に基づく開発許可

長崎市内において開発行為を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

（法第 29 条）

（許可が必要な開発区域の面積について）

- ・ 市街化区域 1,000 m²以上
- ・ 市街化調整区域 全て
- ・ 非線引き都市計画区域 3,000 m²以上
- ・ 都市計画区域外 10,000 m²以上

令和 8 年 4 月 1 日現在

事 項 \ 年 度	R3	R4	R5	R6	R7
開発許可（協議） （法第 29 条、法第 34 条の 2）	8	7	10	8	6
開発変更許可（協議） （法第 35 条の 2）	1	7	2	6	2
建築等許可 （法第 43 条）	5	4	6	2	4
開発行為又は建築等に関する 証明書交付件数（法施行規則第 60 条）	56	59	54	37	40

大規模開発の状況（宅地開発 1ha 以上）

（開発許可（協議）後を記入）

令和 8 年 4 月 1 日現在

番号	申 請 者	申 請 地	面積 (m ²)	計画 戸数	備 考	通 称
1	日生不動産(株)	古賀町	12,703	48	昭和 49 年 8 月完了	古賀団地（つつじが丘）
2	西日本菱重興産(株)	大浜町	31,238	116	昭和 50 年 7 月完了	大浜団地
3	柿田康郎 他 4 名	滑石町	25,753	67	昭和 50 年 12 月完了	—
4	(有)くみあいマート	滑石町	15,657	51	昭和 51 年 5 月完了	—
5	重橋正男 他 9 名	滑石町	20,229	61	昭和 51 年 5 月完了	—
6	西日本菱重興産(株)	大浜町	19,024	49	昭和 52 年 6 月完了	—
7	(有)安部組	滑石町	30,600	74	昭和 53 年 1 月完了	—
8	長崎パルコン(株)	鳴見町	10,989	27	昭和 53 年 11 月完了	パルコン第 1、第 2
9	長崎パルコン(株)	鳴見町	36,777	82	昭和 54 年 5 月完了	
10	京王帝都電鉄(株)	三景台町	158,355	409	昭和 56 年 3 月完了	三景台団地
11	共立建設(株) 他 1 名	新戸町、小ヶ倉町	25,424	57	昭和 56 年 7 月完了	共立団地
12	日本国土開発(有)	金堀町、立岩町	329,970	733	昭和 57 年 3 月完了	グリーンハイツ城山台
13	富士開発(株)	古賀町	21,265	60	昭和 57 年 10 月完了	富士団地
14	琴の海産業開発(株)	平山町	326,289	773	昭和 58 年 1 月完了	平山台団地
15	長崎県労働生活組合	川平町	14,927	46	昭和 58 年 8 月完了	労生協団地
16	東亜地所(株) 明豊開発(株)	鳴見町	497,665	1,264	昭和 59 年 2 月完了	光風台
17	ヒラカタ産業(株)	大宮町	20,395	79	昭和 59 年 3 月完了	パークタウン大宮
18	中尾地所 崎陽地所(株)	金堀町	34,377	97	昭和 59 年 6 月完了	中尾団地

番号	申請者	申請地	面積 (㎡)	計画 戸数	備考	通称
19	丸善産業開発(株)	大手町	14,898	39	昭和58年11月 第1工区完了 昭和60年4月 第2工区完了	丸善団地
20	(株)林兼商会	葉山町	105,910	318	昭和60年6月完了	エミネント葉山
21	東海建設(株)	坂本町	18,320	65	昭和60年8月完了	陽光台
22	亀谷建設(株)	大手町	13,577	48	昭和60年8月完了	文教台
23	(株)葵物産	葉山町	37,385	95	昭和60年12月完了	滑石葵団地
24	ヒラカタ産業(株)	住吉町、泉町	17,419	108	昭和61年7月完了	—
25	誠商事(有)	住吉町、赤迫町	14,692	54	昭和63年4月完了	アベニュー住吉
26	長崎市	錦町	16,082	106	昭和63年9月完了	中河内団地
27	三菱開発(株)	小ヶ倉町 2・3 丁目、磯道町、古道町	911,800	1,960	平成元年4月完了	南長崎ダイヤモンド
28	(株)飛鳥建設 飛栄産業(株)	小江原町、小江町	468,800	1,309	平成2年1月完了	小江原ニュータウン
29	誠商事(有) ダイア建設(株)	赤迫町	12,980	154	平成3年3月完了	ダイアパレス住吉
30	西日本産業(株)	八つ尾町	29,841	137	平成4年2月完了	八ツ尾団地
31	真和商事(株)	東琴平町、西琴平町	12,075	55	平成4年3月完了	琴平団地
32	(有)中島建設	向町	14,153	56	平成4年7月完了	式見台
33	長崎市	戸町 2 丁目	45,594	236	平成5年3月完了	市営二本松団地
34	(株)穴吹工務店	西北町、若竹町	10,290	156	平成5年10月完了	サーパス住吉台
35	(株)グリーンハウス	多以良町	36,187	94	平成6年5月完了	ハーベン長崎
36	(有)ゾーニング	鳴見町	11,604	37	平成6年6月完了	—
37	(株)馬場住研 (株)高木工務店	田中町	15,821	195	平成7年2月完了	フォーレ東望
38	西日本菱重興産(株)	小瀬戸町、木鉢 2 丁目	11,030	44	平成7年10月完了	—
39	(有)女都産業	三原町	17,508	43	平成7年11月完了	—
40	(株)サンヒルズ長崎	国分町、小菅町、戸町 1・2 丁目	100,508	449	平成8年4月完了	サンマリーナ長崎
41	(株)田浦組	戸町 3 丁目	27,262	346	平成8年6月完了	—
42	鹿島道路(株) (資)三星産業 (株)吾功創建	女の都 2 丁目	22,972	68	平成8年7月完了	—
43	(株)ユニカ	川平町	18,686	245	平成9年7月完了	コアマンション 長崎ガーデンヒルズ
44	(株)ユニカ	田中町	19,900	258	平成14年1月完了	コアマンション 長崎ネクステージ
45	(株)じゅう	大園町	16,736	148	平成9年8月完了	じゅうグランド マンション
46	(株)小川工務店	三和町	13,795	47	平成11年2月完了	千代の幸
47	(株)田川産業	城山台	12,520	58	平成11年7月完了	オークヒルズ城山台
48	(株)アルファ九州	川平町、女の都 1 丁目	92,047	242	平成11年9月完了	西浦上NTけやき台
49	大英産業(株)	東町	96,874	261	平成11年11月完了	彩が丘
50	(株)穴吹工務店 西津建設(株) (株)日本住宅	滑石 2・3 丁目	19,623	190	平成11年12月完了	サーパス滑石
51	(株)西海興業	油木町	18,049	150	平成11年12月完了	青山ニュータウン
52	鍵山木材(有)	鶴の尾町	13,126	45	平成11年12月完了	第2鶴の尾
53	双日(株) 清水建設(株)	三原町、高尾町	110,474	64	平成16年7月完了	三原台ニュータウン
54	(株)理研ハウス	小菅町、戸町 2 丁目	35,209	262	平成21年2月完了	アプローズ長崎 小菅
55	(有)梁川商事	岩見町、立岩町	88,475	148	施行中 (全12工区中5,8工区 未完)	パークタウン岩見

番号	申請者	申請地	面積 (㎡)	計画 戸数	備考	通称
56	九州ランド開発(株)	田中町、矢上町、平間町	454,055	753	平成13年8月完了	オーナーズヒル長崎新山手
57	長崎市	小浦町	19,435	267	平成12年11月完了	市営小浦団地
58	桜の里パークタウン開発(株)	京泊町、三京町、畝刈町	498,548	1,036	平成13年4月完了	パークコミュニティ桜の里
59	菱進不動産(株) 松尾商事(株) 西日本菱重興産(株) 長崎市教育局委員会	木鉢町2丁目、大浜町、小瀬戸町	494,789	976	平成26年8月完了	ポートウェストみなと坂
60	東亜地所(株)	畝刈町、多以良町、鳴見町	429,172	930	平成20年1月完了	サンコート豊洋台
61	(株)ラバン	上戸町	13,892	205	未着工	ラバンロイヤルマンション
62	若築建設(株) 都市空間	戸石町	273,130	585	平成16年10月完了	ガーデンシティ東長崎
63	(株)山脇建設 矢上開発(株)	小江原町、小江町、柿泊町	77,993	239	平成14年8月完了	スイートタウン夢が丘
64	(株)吉田産業	小江町	21,557	67	平成12年7月完了	ボン・小江原団地
65	(有)ミヤザキ	泉2丁目	13,595	200	平成13年5月完了	—
66	(有)大石開発	田中町	14,183	53	平成12年9月完了	—
67	(有)慈愛会	鳴見台2丁目	54,237	147	平成14年4月完了	鳴見の丘
68	ヒラカタ興産(株)	彦見町	13,232	47	平成16年5月完了	パークタウン彦見
69	パークタウン泉開発(株)	泉1丁目	110,486	256	平成21年6月完了	コモンシティ住吉の杜
70	学校法人 活水学院 長崎新戸町ニュータウン開発特定目的会社	新戸町3丁目	129,859	217	平成22年9月完了	ウェリスパーク新戸町
71	(株)地中海	木鉢町1丁目	15,242	70	平成20年10月完了	—
72	長崎県土木部住宅課	深堀町1丁目	35,481	486	令和5年3月完了	県営深堀団地
73	長崎市まちづくり部住宅課	大園町	40,977	440	令和3年3月完了	市営大園団地
74	(株)なるみライフサービス	戸石町	10,644	44	平成27年12月完了	—
75	(有)kuruya	戸石町	22,547	70	令和7年8月完了	—
76	未来工建(株)	上戸石町	15,676	51	令和7年3月完了	—
77	(株)ユー・エム企画	小瀬戸町	11,902	39	令和6年7月完了	—
合計			6,944,491	19,561		

資料：建築部建築指導課

開発行為の状況(昭和 49 年 12 月以降)

令和 8 年 4 月 1 日現在

区 分		申 請		備 考
		件 数	面 積 (㎡)	
1	大規模住宅団地 (1ha)	77	6,944,317	
2	小規模住宅団地 (1ha未満)	194	723,874.98	+9,987.65 ㎡ 田上 1 丁目、小瀬戸町、中里町、辻町、三原 2 丁目
3	共同住宅 (専用住宅含む)	170	828,372	+5,634.14 ㎡ 籠町、船大工町、古賀町
4	宿泊施設	13	206,407.14	
5	事業所施設	130	2,091,428.89	
6	学校施設	27	576,457.84	
7	運動・レジャー施設	21	3,794,314.47	
8	医療施設	17	201,055.78	
9	社会福祉施設	79	428,454.40	
10	神社・寺院	9	21,868.28	
11	墓地・墓苑	26	251,481.92	
合 計		763	16,068,032.70	15,621.79 ㎡

2 開発審査会

(1) 概 要

本会は、都市計画法第 78 条の規定に基づき設置され、委員は長崎市開発審査会条例に基づき市長が任命(任期 2 年)しており、現在 7 名が任命されている。

令和 8 年 4 月 1 日現在

事 項		年 度	R3	R4	R5	R6	R7
開 催 回 数			2	0	0	0	2
付 議 件 数	都 計 法 第 2 9 条		1	0	0	0	0
	都 計 法 第 3 4 条 の 2		0	0	0	0	0
	都 計 法 第 4 3 条		1	0	0	0	2
	都 計 法 第 3 5 条 の 2		0	0	0	0	0
	都 計 法 第 4 2 条		0	0	0	0	0
	計		2	0	0	0	2

3 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく許可

(1) 目 的

この法律は宅地、農地、森林などの土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしう

る区域を規制区域として指定し、区域内において行われる宅地造成、特定盛土等、又は土石の堆積（以下、宅地造成等）に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とした制度です。

（２）概 要

規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければなりません。（法第 12 条、法第 30 条）

（許可が必要な盛土等について）

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

- ・切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるもの
- ・盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1m を超える崖を生ずることとなるもの
- ・切土と盛土とを同時にする場合、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるもの
- ・前記に該当しない切土・盛土工事であって工事部分の面積が 500 ㎡を超えるもの

<土石の堆積（一時堆積）>

- ・高さが 2m を超える土石の堆積
- ・前記に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 ㎡を超えるもの

宅地造成及び特定盛土等規制法

令和 8 年 4 月 1 日現在

事 項 \ 年 度	R3	R4	R5	R6	R7
宅地造成又は特定盛土等許可（協議） （法第 12 条、法第 30 条）	—	—	—	—	9
宅地造成又は特定盛土等変更許可 （法第 16 条、法第 35 条）	—	—	—	—	0
土石の堆積許可（協議） （法第 12 条、法第 30 条）	—	—	—	—	2
土石の堆積許可（協議） （法第 16 条、法第 35 条）	—	—	—	—	0
宅地造成又は特定盛土等に関する証明書交付 （法施行規則第 88 条）	—	—	—	—	424

宅地造成等規制法（旧法）

事 項 \ 年 度	R3	R4	R5	R6	R7
宅地造成許可（協議） （法第 8 条、法第 11 条）	18	11	19	12	2
宅地造成変更許可 （法第 12 条）	1	0	3	5	2
宅地造成に関する証明書交付 （法施行規則第 30 条）	242	233	194	198	16

宅地造成等規制法は、令和３年７月に静岡県熱海市で発生した土石流災害などを踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称 盛土規制法）に改正し、令和５年５月に施行。法改正に伴い、令和７年５月に現行の宅地造成工事規制区域は効力を失うことから、令和７年５月２３日に新たな規制区域を指定し、盛土規制法に基づく規制を開始しました。

市 営 住 宅

市営住宅は、主に公営住宅法、住宅地区改良法及び都市再開発法等に基づき建設され、関係法及び長崎市営住宅条例等により、適正な管理に努めている。

令和８年４月１日現在、95 団地 8,954 戸を管理しており、その種類は目的別に「国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する」ことを目的とした公営住宅、「不良住宅が密集して、危険又は有害な状況にある地区を指定し、不良住宅を除却することに伴い、その居住する住宅を失い住宅に困窮すると認められる者に賃貸する」ことを目的とした改良住宅、「市街地再開発事業の施行区域等内に居住する借家人等で、住宅に困窮することとなる者に賃貸する」ことを目的とした再開発住宅、「密集住宅市街地整備促進事業の施行に伴い、その居住する住宅を失い、住宅に困窮すると認められる者に賃貸する」ことを目的としたコミュニティ住宅、「国及び地方公共団体が協力して居住環境が良質な住宅を整備し、これを中堅所得者に賃貸する」ことを目的とした特定公共賃貸住宅、及び「公営住宅には収入基準が超過しており入居できない者等に対する住宅の提供、教職員住宅等の用途廃止後における施設の有効活用等を図ろうとするもので、住宅を必要とする者に賃貸する」ことを目的とした単独住宅の６つに分けられ、それぞれの管理戸数は下記のとおりである。

１ 管理戸数

(単位：戸) (R8. 4. 1 現在)

種 別		計	公 営	改 良	再開発	コミュニティ住宅	特公賃	単 独
構造別								
計		8,954(1,825)	7,772(918)	865(727)	36(0)	30(0)	106(35)	145(145)
耐火		8,772(1,643)	7,492(738)	865(727)	36(0)	30(0)	106(35)	143(143)
簡易耐火	平 屋	0(0)	0(0)	0	0	0	0	0
	2 階	172(172)	172(172)	0	0	0	0	0
木 造		10(10)	8(8)	0	0	0	0	2(2)

() は旧町地区の内数

※県営住宅（長崎市に建設分）

(単位：戸) (R8. 4. 1 現在)

		計	公 営	改 良	準 公 営	特 公 賃
構造別						
計		6,389	6,219	110	30	30
耐火		6,343	6,173	110	30	30
簡易耐火	平 屋	0	0	0	0	0
	2 階	28	28	0	0	0
木 造		18	18	0	0	0

2 団地ごと管理戸数

【東 部】(計 1,485 戸)

(R8. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 別 戸 数 (戸)
日 見 大 曲	178	16 (S38 年度) 32 (S39 年度) 70 (S50 年度) 60 (H4 年度)
本 河 内	60	60 (H28 年度)
宿 町	460	70 (S47 年度) 80 (S51 年度) 100 (S52 年度) 94 (S53 年度) 116 (S54 年度)
宿 町 第 2	191	30 (S57 年度) 80 (S58 年度) 45 (S59 年度) 36 (S60 年度)
宿 町 第 3	101	101 (S63 年度)
網 場	30	30 (S50 年度)
西 山 台	84	84 (S53 年度)
矢 上	124	124 (S60 年度)
矢 上 第 2	50	50 (H2 年度)
矢 上 第 3	165	77 (H4 年度) 88 (H5 年度)
鶴 の 尾	42	42 (S61 年度)

【西 部】(計 1,450 戸)

(R8. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 別 戸 数 (戸)
小 江 原 第 1	103	51 (H6 年度) 52 (H8 年度)
小 江 原 第 2	520	290 (S48 年度) 190 (S49 年度) 40 (S50 年度)
小 江 原 第 3	104	104 (H元年度)
小 浦	267	80 (H6 年度) 65 (H8 年度) 122 (H10 年度)
福 田 本 町	141	81 (S49 年度) 60 (S50 年度)
大 浜	80	80 (S50 年度)
三 重	220	80 (S61 年度) 70 (S62 年度) 70 (H元年度)
木 鉢	15	15 (H5 年度)

【南 部】(計 944 戸)

(R8. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 別 戸 数 (戸)
新 戸 町	184	60 (S47 年度) 50 (S51 年度) 24 (S52 年度) 50 (S53 年度)
草 住	45	45 (S53 年度)
毛 井 首	140	50 (S54 年度) 90 (S55 年度)
茂 木	60	28 (S59 年度) 32 (S60 年度)
小 ケ 倉	256	58 (S61 年度) 126 (S62 年度) 72 (S63 年度)
二 本 松	239	86 (H2 年度) 81 (H3 年度) 72 (H4 年度)
十 善 寺	20	20 (H10 年度)

【北 部】(計 3,250 戸)

(R8. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 別 戸 数 (戸)
滑 石	514	188 (H10 年度) 117 (H13 年度) 209 (H15 年度)
三 原	60	60 (S43 年度)
川 平	220	70 (S45 年度) 150 (S46 年度)
大 園	440	197 (H21 年度) 175 (H24 年度) 68 (H27 年度)
富 士 見	40	40 (S45 年度)
女 の 都	200	40 (S47 年度) 120 (S48 年度) 20 (S51 年度) 20 (S52 年度)
青 山	103	24 (S50 年度) 44 (S51 年度) 35 (S52 年度)
シ ュ モ ー	40	40 (S51 年度)
城 栄	30	30 (S52 年度)
銭 座	32	20 (S53 年度) 12 (S56 年度)
横 尾	418	72 (S53 年度) 110 (S54 年度) 176 (S55 年度) 60 (S56 年度)
清 水	61	61 (S54 年度)
西 北	107	32 (S55 年度) 30 (S56 年度) 45 (S57 年度)
狩 股	121	45 (S55 年度) 40 (S56 年度) 36 (S57 年度)
花 丘	40	40 (S56 年度)
若 竹	109	60 (S57 年度) 49 (S58 年度)
西 町	21	21 (S57 年度)
西 町 第 2	74	23 (S58 年度) 51 (S59 年度)
文 教	122	50 (S58 年度) 72 (S59 年度)
中 河 内	106	50 (S61 年度) 56 (S62 年度)
千 歳	204	168 (S63 年度) ※36 戸はS63 年度に買い取り
若 葉	58	58 (H3 年度)
城 山 台	27	27 (H7 年度)
三 芳	93	63 (H7 年度) 30 (H8 年度)
江 平	10	10 (H13 年度)

【香焼地区】(計 475 戸)

(R8. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 別 戸 数 (戸)
田 ノ 浦	54	54 (17 年度)
深 浦	242	60 (S46 年度) 70 (S47 年度) 80 (S48 年度) 30 (S52 年度) 2 (S58 年度)
恵 里 上	119	25 (S61 年度) 20 (S63 年度) 20 (H2 年度) 24 (H4 年度) 30 (H10 年度)
本 村	60	60 (H25 年度)

【伊王島地区】(計 174 戸)

(R8. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 別 戸 数 (戸)
多 尾	10	4 (H6 年度) 6 (H9 年度)
瀬 戸 屋 敷	6	6 (H7 年度)
塩 町	158	30 (S49 年度) 30 (S60 年度) 30 (S63 年度) 24 (H3 年度) 44 (H28 年度)

【高島地区】(計 439 戸)

(R8. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 別 戸 数 (戸)			
本 町 第 1	66	26 (S42 年度)	20 (S43 年度)	20 (S44 年度)	
本 町 第 2	12	12 (S44 年度)			
高 島 光 町	198	108 (S40 年度)	30 (S58 年度)	30 (S59 年度)	30 (S60 年度)
西 浜	126	42 (S44 年度)	84 (S46 年度)		
日 吉 岡	15	9 (S57 年度)	6 (S59 年度)		
尾 浜	12	12 (H20 年度)			
仲 山	10	10 (H20 年度)			

【野母崎地区】(計 107 戸)

(R8. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 別 戸 数 (戸)			
樺 島	9	5 (S54 年度)	4 (S58 年度)		
高 浜 第 1	9	5 (S55 年度)	4 (S56 年度)		
高 浜 第 2	7	3 (S57 年度)	4 (S58 年度)		
高 浜 第 3	15	6 (S60 年度)	5 (S61 年度)	4 (S62 年度)	
野 母 第 2	17	5 (S55 年度)	6 (S56 年度)	6 (S57 年度)	
脇 岬	22	5 (S54 年度)	4 (S56 年度)	5 (S57 年度)	4 (S58 年度) 4 (S59 年度)
脇 岬 北 港	8	8 (H6 年度)			
野 母	20	20 (R3 年度)			

【外海地区】(計 453 戸)

(R8. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 別 戸 数 (戸)
永 田 第 1	16	8 (H4 年度) 8 (H8 年度)
永 田 第 2	8	8 (H13 年度)
永 田 第 3	8	8 (H15 年度)
高 尾	4	4 (S51 年度)
松 本	16	16 (S52 年度)
松 山 迫	16	16 (S55 年度)
出 津	28	12 (H元年度) 8 (H2 年度) 8 (H6 年度)
西 出 津	14	14 (H13 年度)
丸 尾	14	14 (H13 年度)
神 浦	16	8 (S52 年度) 8 (S63 年度)
夏 井	26	12 (H5 年度) 8 (H11 年度) 6 (H13 年度)
池 島 第 1	24	24 (S45 年度)
池 島 第 2	68	6 (S37 年度) 12 (S38 年度) 12 (S40 年度) 14 (S45 年度) 24 (S46 年度)
池 島 第 3	179	19 (S40 年度) 72 (S41 年度) 32 (S42 年度) 32 (S43 年度) 24 (S44 年度)
池 島 第 4	16	16 (S54 年度)

【三和地区】(計 168 戸)

(R8. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 別 戸 数 (戸)
蚊 焼	24	24 (H元年度)
須 浜 第 1	50	50 (H14 年度)
年 崎	4	4 (S40 年度)
為 石	52	32 (H8 年度) 20 (H10 年度)
宮 崎 第 1	18	18 (S63 年度)
牟 田 尻	20	20 (H16 年度)

【琴海地区】(計 9 戸)

(R8. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 別 戸 数 (戸)
長 浦	9	9 (H4 年度)

3 高齢者・障害者対応住戸設置状況

(R8. 4. 1 現在)

区 分	計	高 齢 者 対 応	障害者対応[車椅子]	シルバーハウジング
公 営	180	88	63 (8)	29

() 合併地区の内数

4 公募状況

公募は、新築については完成時に、空家については平成 11 年度から年 6 回行い、いずれも抽選により入居者を決定している。

(R7 年度)

区分 内容	新 築		空 家				
	公 営	改 良	公 営	改 良	再開発	特公賃	単 独
公 募 戸 数	0	0	186	9	0	3	0
申 込 人 数	0	0	576	3	0	0	0
倍 率	0.00	0.00	3.10	0.33	0.00	0.00	0.00

5 家賃

(1) 家賃の額

(R8. 4. 1 現在)

住宅の種類	家賃の種類	平 均	最 高		最 低	
公 営 住 宅	応 能 応 益	27,824円	大 園	89,300円	本 町 第 2	5,400円
改 良 住 宅	応 能 応 益	17,479円	塩 町	57,200円	西 浜	7,300円
	固 定	8,973円	深 浦	11,300円	池 島 第 3	4,600円
再 開 発 住 宅	固 定	50,688円	千 歳	61,000円	千 歳	34,600円
特 定 公 共 賃 貸 住 宅	固 定	68,551円	三 芳	90,900円	多 尾	37,000円
コ ミ ュ ニ テ ィ 住 宅	応 能 応 益	32,340円	江 平	47,600円	江 平	23,400円
	固 定	43,121円	十 善 寺	50,300円	十 善 寺	36,000円
単 独 住 宅	応 能 応 益	20,280円	出 津	40,400円	高 島 光 町	6,000円
	固 定	29,500円	瀬 戸 屋 敷	37,000円	深 浦	9,500円

※平均額は、減免適用前の家賃額で算定。

(2) 公営住宅の収入基準・家賃制度

(R8. 4. 1 現在)

① 収 入 基 準	入居者資格における収入基準 ア 高齢者・障害者世帯等（裁量階層）→月額収入 186,000 円以下 イ 過疎地域（裁量階層）→月額収入 259,000 円以下 ウ ア、イ以外の者（原則階層）→月額収入 139,000 円以下
② 家 賃	家賃＝家賃算定基準額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数
③ 収 入 超 過 者 の 家 賃	・収入超過者→3 年以上の入居者で①の収入基準を超えた者 ・家賃＝本来家賃（②で算出した家賃）＋（近傍同種の住宅の家賃－本来家賃）×政令で定める率
④ 高 額 所 得 者 の 家 賃	・高額所得者→5 年以上の入居者で引き続き 2 年以上条例で定める額の月額収入を超えた者 条例で定める額 259,000 円～313,000 円 ・家賃＝近傍同種の住宅の家賃（ただし、明渡し請求期限後は、近傍同種の住宅の家賃の 2 倍の範囲内で設定した額）

6 市営住宅附設駐車場

(R8. 4. 1 現在)

① 【東 部】 1, 123 区画

住 宅 名	区画	使用料 (円)
本 河 内	22	9, 500
綱 場	20	4, 000
宿 町	280	3, 500 (一部 4, 500)
宿 町 第 2	210	3, 500
宿 町 第 3	27	3, 500
鶴 の 尾	42	3, 500
西 山 台	63	5, 000 (一部 6, 500)
日見大曲 (住宅)	36	3, 500
日見大曲 (アパート)	98	3, 500
矢 上	108	3, 500
矢 上 第 2	52	3, 500
矢 上 第 3	165	3, 500 (一部 4, 500)

② 【西 部】 1, 209 区画

住 宅 名	区画	使用料 (円)
木 鉢	15	4, 000
小 浦	269	3, 500 (一部 4, 500)
小 江 原	103	4, 000 (一部 5, 200)
小 江 原 第 2	415	3, 500 (一部 3, 000、4, 500)
小 江 原 第 3	106	3, 500
福 田 本 町	87	3, 500
三 重	214	3, 500

③ 【南 部】 748 区画

住 宅 名	区画	使用料 (円)
草 住	19	4, 500
毛 井 首	140	4, 000
小 ケ 倉	224	3, 500
十 善 寺	10	10, 000
新 戸 町	108	4, 000
二 本 松	203	3, 500
茂 木	44	3, 500

④ 【北 部】 1, 997 区画

住 宅 名	区画	使用料 (円)
川 平	32	5, 000
清 水	25	5, 000
城 山 台	38	5, 000 (一部 6, 500)
中 河 内	77	4, 500
滑 石	461	6, 000 (一部 10, 000)
大 園	293	6, 000
花 丘	21	7, 500 (一部 9, 500)
文 教	53	6, 000
三 原	45	5, 000
三 芳	83	5, 500 (一部 7, 000)
女 の 都	188	4, 000 (一部 5, 200)
横 尾	382	5, 000 (一部 6, 500)
若 竹	63	5, 000 (一部 6, 500)
西 町	16	4, 500

④ 【北 部】

西 町 第 2	36	4, 500
若 葉	29	7, 000
西 北	70	5, 000
江 平	8	5, 000
狩 股	77	5, 000

⑤ 【香焼地区】 316 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
田 ノ 浦	49	2, 000
深 浦	128	1, 500 (一部 2, 000)
恵 里 上	91	1, 500 (一部 2, 000)
本 村	48	2, 000

⑥ 【伊王島地区】 114 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
塩 町	98	1, 000
多 尾	10	1, 000
瀬 戸 屋 敷	6	1, 000

⑦ 【野母崎地区】 85 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
高 浜 第 1	6	3, 000
高 浜 第 2	5	3, 000
高 浜 第 3	16	2, 000 (一部 3, 000)
野 母 第 2	10	2, 000 (一部 3, 000)
脇 岬	20	2, 000 (一部 3, 000)
脇 岬 北 港	8	3, 000
野 母	20	3, 000

⑧ 【外海地区】 251 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
永 田 第 1	30	1, 500
永 田 第 2	11	1, 500
永 田 第 3	8	1, 500
高 尾	6	1, 500
松 本	17	1, 500
松 山 迫	16	1, 500
出 津	42	1, 500
西 出 津	18	1, 500
丸 尾	19	1, 500
神 浦	22	1, 500
夏 井	42	1, 500
池 島 第 4	20	1, 000

⑨ 【三和地区】 157 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
蚊 焼	17	2, 000
須 浜 第 1	50	2, 000
為 石	52	3, 700
宮 崎 第 1	16	2, 000
牟 田 尻	22	2, 000

⑩ 【琴海地区】 9 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
長 浦	9	1, 000 (一部 1, 500)

新設団地は昭和 61 年度、既設団地は平成 2 年度から有料駐車場を設置。対象者は市営住宅の入居者又は同居者で、自己の所有する自動車のために使用する場としている。

建 築 指 導

本市は、建築主事を置く「特定行政庁」として、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低限の基準を定めている建築基準法に基づく事務を行っている。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例等の関係法令に基づく審査、指導業務を行っている。

1 建築確認・検査等件数

(1) 建築確認等交付件数 (令和7年度)

区 分		建築物	工作物	建築設備	計
確認	長崎市建築主事	40	2	1	43
	指定確認検査機関	506	4	38	548
小 計		546	6	39	591
計画通知	長崎市建築主事	12	0	10	22
	指定確認検査機関	1	0	0	1
小 計		13	0	10	23
合 計		559	6	49	614

(2) 完了検査交付件数 (令和7年度)

区 分		建築物	工作物	建築設備	計
完了検査	長崎市建築主事	38	3	1	42
	指定確認検査機関	550	5	38	593
小 計		588	8	39	635
完了検査《計画通知》	長崎市建築主事	18	4	10	32
	指定確認検査機関	1	0	0	1
小 計		19	4	10	33
合 計		607	12	49	668

2 許可・認定等件数

建築基準法に基づく許可・認定等 (令和7年度)

- | | | | |
|-----------------------------------|----------|--------|------|
| (1) 許可件数 | 23 件(内訳) | ・ 43 条 | 10 件 |
| | | ・ 仮設 | 12 件 |
| | | ・ その他 | 1 件 |
| (2) 認定・承認件数 | 6 件(内訳) | ・ 認定 | 2 件 |
| | | ・ 承認 | 4 件 |
| (3) 仮使用の認定件数 | 7 件 | | |
| (4) 道路の位置指定件数 (法第 42 条第 1 項第 5 号) | 4 件 | | |

3 違反建築物・特定空家等の指導

(1) 違反建築物の措置 (令和7年度)

指 導	是 正
215 件	43 件

(2) 特定空家等の調査・指導 (令和7年度)

調 査	指導等(※)	解体・改修済 (※)
147 件	322 件	151 件

※口頭指導、文書送付含む。

※指導等及び解体・改修済には、過年度に調査したものを含む。

(3) 苦情・相談件数… 空き家 36 件、その他 50 件

4 その他建築関連の条例等に基づく届出等 (令和7年度)

- (1) 中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例に基づく届出件数…47 件
- (2) 長崎県福祉のまちづくり条例に基づく届出・報告件数…36 件 (民間 29 件 + 公共 7 件)
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定件数…208 件
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定件数…2 件
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づく届出件数
…936 件
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (建築物省エネ法) に基づく適合性判定件数
…1件

5 安全・安心住まいづくり支援費

(1) 目 的

地震による住宅の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、旧耐震基準により建築された木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修設計・耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

ア 耐震診断費に係る助成

助成額 診断費136,000円のうち113,000円(令和7年度から)

※45,000円 (国費) + 34,000円 (県費) + 34,000円 (市費)

=113,000円

実 績 令和7年度 21件

イ 耐震改修計画及び耐震改修工事費に係る助成 (耐震化に係る総合支援メニュー)

助成額 耐震改修工事費の4/5 (上限 100万円)

※防災改修工事を併せて実施する場合、工事費 (防火) の1/2 (上限 30万円) の上乗せ
(地域要件あり)

実 績 令和7年度 4件

ウ 除却工事費に係る助成

助成額 工事費の23% (上限 30万円) ただし地域要件あり

実 績 令和7年度 1件

6 民間建築物耐震化推進事業費補助金

(1) 目 的

地震による建築物の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、旧耐震基準により建築された、多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物の耐震診断及び耐震改修設計に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

ア 耐震診断費に係る助成

(ア) 特定既存耐震不適格建築物（緊急輸送道路沿道の建築物を除く。）

助成額 診断費の2/3（上限 160万円）

実 績 令和7年度 0件

(イ) 緊急輸送道路沿道の建築物

助成額 診断費の2/3（上限 240万円）

実 績 令和7年度 1件

イ 耐震改修設計費に係る助成

(ア) 緊急輸送道路沿道の建築物

助成額 設計費の2/3（上限 400万円）

実 績 令和7年度 0件

7 特定空家等除却費補助金

(1) 目 的

長年放置され老朽化し、周辺の住環境を悪化させている危険な空き家住宅の除却に要する経費の一部を助成する。

(2) 事業概要

除却工事費に係る助成

助成額 補助対象経費（除却工事費の8/10）の1/2（上限 50万円）

実 績 令和7年度 45件

8 長崎市宅地のがけ災害対策費補助金（平成 27 年 4 月 1 日施行）

(1) 目 的

個人が所有する宅地等のがけ面において、崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事を促し、安全で快適な住まいとまちをつくるため、その対策工事に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

災害対策工事費に係る助成

対象 : 次のいずれにも該当するもの

・個人が所有する宅地等のがけであること

・崩壊した部分又は崩壊のおそれがある部分であること

※その両側の一定範囲を含む

・第三者（第三者が居住している建築物や道路、公園）に被害が及んでいる又は被害が及ぶおそれがあること

対象地域 : 市内全域

助成額 : 災害対策工事費の1/3（上限 200万円）

実績

令和8年4月1日現在

事 項 \ 年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
崩壊したがけの 復旧工事件数	26件	20件	13件	13件	18件	14件
崩壊のおそれがある がけの防災工事件数	18件	11件	12件	9件	14件	4件
計	44件	31件	25件	22件	32件	18件

※令和2年度より、「崩壊のおそれがあるがけ」の防災工事も対象

水 道

1 沿革・業務実績

本市は、海沿いの急斜面が多いという地形上の特徴のため、昔から水には不自由してきた。そのため水道の歴史は古く、その起源は延宝元年（1673年）本五島町の乙名で廻船問屋を営んでいた倉田次郎右衛門が私財を投じ、長崎奉行所の援助を受けて創設した「倉田水樋」とされている。その後、この水道は近代水道が創設されるまでの218年もの間、人々の暮らしを支えてきた。

明治18年（1885年）、『コレラ』が猛威を奮ったが、このような悪疫の流行は人々の衛生思想の欠如と不良飲料水が主な原因とされ、在住の外国人等は水道設備の必要性を提唱、翌明治19年に着任した日下義雄県令は、水道布設が港湾都市長崎発展の緊急課題であるとの見地から、金井俊行区長と協議、意見の一致をみたので水道設置を決意し、吉村長策氏を長崎県技師に任用して水道の設計にあたらせた。

吉村技師の設計は総工事費が30万円にも上るもので、当時の区の年間予算約4万円では到底賄えるものではなく、また、人々の衛生思想が未発達であったため、町には反対の火の手が上がり賛成派との対立が激化していった。この間にあっても日下県令、金井区長の水道布設に対する強い決意は変わることなく、明治22年（1889年）1月の臨時区議会において『区立水道布設議案』が可決された。

その後、工事期間2年余りにして明治24年（1891年）3月に本河内水源地が完成し、横浜（明治20年10月）、函館（明治22年9月）に次ぐ我が国3番目の近代水道（水道専用ダムの建設は我が国初）として同年5月16日から待望の給水が開始された。

平成3年に本市の水道は記念すべき創設100周年を迎え、水道2世紀目への第一歩を記した。その間には、昭和20年8月9日の原子爆弾による被災、昭和30年代から昭和40年代にかけての「長崎砂漠」と称されたほどの渇水、昭和57年7月23日の大水害、平成6年から平成7年にかけての渇水等、多くの難間に直面してきたが、施設の整備拡充とともに、市域内外に水源を求め、安定した給水の確保に努めてきた。

平成17年1月4日に近隣6町と、平成18年1月4日に近隣1町と合併、上水道事業4、簡易水道事業12、飲料水供給事業3を有することとなったことから、効率的かつ安定的な水の供給及び管理体制の強化を図るため、平成17年度から令和3年度にかけて、水道施設統合整備事業を実施した。

また、破損事故の未然防止、漏水防止対策の強化及び出水不良の解消を図るため、令和5年度から令和9年度の期間で第12次配水施設整備事業として老朽管の布設替え、管網の整備を行っている。さらに、更新時期を迎えた浦上浄水場及び道ノ尾浄水場と長与町の浄水場を統廃合し、長与町と共同で官民連携による新たな浄水場の整備を進めている。

（各年度末）

区 分 \ 年 度	R5	R6	R7
行 政 人 口 (人)	389,895	385,105	379,998
給 水 人 口 (人)	381,512	377,403	372,398
普 及 率 (%)	97.85	98.00	98.00
給 水 戸 数 (戸)	216,250	215,915	215,979
年 間 給 水 量 (m ³)	41,707,340	41,554,380	41,267,410
有 収 水 量 (m ³)	36,272,634	36,027,990	35,588,834
有 収 率 (%)	86.97	86.70	86.24
1 日 平 均 給 水 量 (m ³)	113,954	113,848	113,061
1 日 最 大 給 水 量 (m ³)	124,090	124,790	123,570
1 人 1 日 平 均 給 水 量 (l)	299	302	304
1 人 1 日 最 大 給 水 量 (l)	325	331	332
1 日 配 水 施 設 能 力 (m ³)	176,150	176,150	176,150

区 分 \ 年 度	R5	R6	R7
職 員 数 (人)	173	173	171

2 料金・加入金

(1) 水道料金

(H22.9月分から適用)

用 途	基 本 料 金		従 量 料 金	
	メーターの口径	金額（1 か月につき）	単 位	金 額
一 般 用	20 ミリ以下	805 円	(1 m ³ につき) 1 m ³ ～10 m ³ 11 m ³ ～50 m ³ 51 m ³ ～100 m ³ 101 m ³ 以上	70 円 260 円 330 円 396 円
	25 ミリ	1, 000 円		
	40 ミリ	2, 500 円		
	50 ミリ	4, 500 円		
	75 ミリ	9, 500 円		
	100 ミリ	16, 000 円		
	150 ミリ	33, 000 円		
	200 ミリ以上	45, 000 円		
公 衆 浴 場 用	一 般 用 と 同 じ		1 m ³ につき	70 円
船 舶 用	一 般 用 と 同 じ		1 m ³ につき	170 円
臨 時 用	—		1 m ³ につき	396 円
備考				
1 「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。				
2 「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。				
3 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。				
4 「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。				

※水道料金の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

(2) 水道用加入金

ア 対 象 給水装置の新設工事、給水せん増設に伴うメーター口径の増径工事

イ 実 施 昭和 51 年 5 月 1 日以降の申し込みより

ウ 金 額

(S59. 4. 1 改定)

メーター口径 (mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200 以上
金 額 (千円)	60	133	250	760	1,160	2,800	4,850	10,500	管理者が別に定める額

※ 加入金の額は、上の表に定める額に消費税相当額を加算して得た額。

3 経営状況

令和7年度における経営状況は、収益においては、営業収益が8,686,272千円で前年度比0.7パーセント、57,068千円の減収となっており、うち、給水収益は8,292,829千円で前年度比1.0パーセント、83,758千円の減収となっている。また、営業外収益が1,383,613千円で前年度比5.7パーセント、83,806千円の減収となっており、特別利益が3,111千円で前年度比178.7パーセント、1,995千円の増収となっている。この結果、総収益は10,072,996千円となり、前年度比1.4パーセント、138,879千円の減収となっている。

費用においては、総費用は9,412,229千円で前年度比1.1パーセント、105,590千円の増加となっている。この結果、損益勘定は660,767千円の純利益が生じた。

一方、資本的収支では、本年度4,769,815千円の財源不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額333,737千円、損益勘定留保資金3,257,258千円、減債積立金58,941千円、建設改良積立金1,066,494千円及び基金積立金53,385千円で補てんした。

長崎市水道事業基金は、60,158千円を積み立て、30,500千円処分したため基金総額は、1,202,614千円となった。

水道事業会計の概要

区分 \ 年度		令和6年度決算	令和7年度決算	令和8年度 (当初) 予算
水道事業収益		10,211,876千円	10,072,996千円	10,891,489千円
	水道料金収入	8,376,587	8,292,829	9,020,008
	一般会計負担金	23,320	23,648	23,673
	一般会計補助金	6,813	548	-
	その他	1,805,156	1,755,971	1,847,808
水道事業費用		9,306,639	9,412,229	10,256,999
	職員給与費	1,180,268	1,172,921	1,176,563
	支払利息	130,729	113,316	100,714
	減価償却費	4,613,066	4,669,349	4,693,851
	動力費	605,175	638,825	712,515
	薬品費	144,512	189,339	245,114
	その他	2,632,889	2,628,479	3,328,242
資本的収入		1,637,638	617,902	1,197,406
	企業債	100,000	27,000	289,900
	補助金	582,056	318,168	221,403
	その他	955,582	272,734	686,103
資本的支出		7,568,751	5,387,717	4,507,695
うち	建設改良費	5,126,445	4,340,539	3,497,756
	工事費等	4,886,907	4,088,339	3,170,536
	人件費	226,525	243,315	282,151
	純事務費	13,013	8,885	45,069
	企業債償還金	991,595	948,929	870,981
その他		1,450,711	98,249	138,958

区分		年度	令和 6 年度決算	令和 7 年度決算	令和 8 年度 (当初) 予算
経 営 分 析	当 年 度 純 利 益		905,237 千円	660,767 千円	634,490 千円
	利 益 剰 余 金 合 計		2,951,274	2,762,301	1,677,407
	企 業 債 現 在 高		7,762,309	6,840,379	6,459,298
	供 給 単 価		232.50 円/ m ³	233.02 円/ m ³	234.22 円/ m ³
	給 水 原 価		222.19 円/ m ³	232.31 円/ m ³	243.00 円/ m ³
	対 料 金 収 入 比	企業債元利償還金	13.40%	12.81%	10.77%
		職 員 給 与 費	14.09%	14.14%	13.04%

(注) 決算の欄においては、「水道事業収益」及び「水道事業費用」は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載し、「資本的収入」及び「資本的支出」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載している。

予算の欄においては、全て消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、当年度純利益の欄は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の収支差引額を記載している。

平成 26 年度からは、新会計制度を適用している。

給水原価においては、総務省の経営指標の算定方法によるもの。

4 施 設

(1) 水源施設

本市には、水源になるような大きな河川がなく、また、地下水にも恵まれていないため、水源の大部分は、13 箇所のダム貯水池（市内 10、市外 3）に依存している。

ア ダム

(R8.3.31)

貯水池	総貯水量	有効貯水量	水道有効量	1 日最大取水量
本 河 内 高 部	496,000 m ³	386,000 m ³	386,000 m ³	5,500 m ³
本 河 内 低 部	607,000	577,000	43,000	1,000
西 山	1,580,000	1,470,000	760,000	8,100
小 ケ 倉	2,040,000	1,940,000	1,690,000	10,500
浦 上	1,972,000	1,900,000	1,900,000	22,500
神 浦	6,840,000	6,280,000	5,070,000	48,000
河 通				
雪 浦	3,900,000	3,220,000	1,620,000	32,700
萱 瀬	6,810,000	5,940,000	813,000	12,000
式 見	2,150,000	2,050,000	1,380,000	9,000
鹿 尾	1,140,000	1,000,000	630,000	7,600
鳴 見	2,250,000	2,190,000	1,740,000	11,500
中 尾	1,580,000	1,470,000	1,000,000	8,700
落 矢 (休 止 中)	—	—	—	—
計	31,365,000	28,423,000	17,032,000	177,100

イ 取水状況

(R7 年度)

区 分		取 水 量	構 成 比	区 分	取 水 量	構 成 比
表流水	自 流	3,776,090m ³	8.74%	地 下 水	0m ³	0.00%
	ダ ム	39,417,110m ³	91.26%	そ の 他	0m ³	0.00%
				合 計	43,193,200m ³	100.0%

(2) 浄水施設

浄水場は、大きな水源はないため分散しており、老朽化した施設については、年次的な計画により整備・改良を行い、給水能力の維持を図っている。

主な浄水場

(R8. 3. 31)

浄 水 場 名	浄 水 方 法	公 称 施 設 能 力
本 河 内	急 速 ろ 過	14,100m ³ /日
浦 上	〃	21,500
東 長 崎	〃	19,460
道 ノ 尾	〃	11,160
手 熊	〃	 92,930
三 重	〃	
小 ケ 倉	〃	17,000

(3) 配水施設

本市は、山に囲まれた地形的な特殊性があるため、多くの配水池・配水槽・減圧槽を設置している。

配水池・配水槽・減圧槽の設置状況

(R8. 3. 31)

標 高	設 置 箇 所 数	貯 水 容 量
251m以上	28	16,269.0m ³
201m～250m	19	16,290.8m ³
151m～200m	48	24,239.0m ³
101m～150m	59	31,862.1m ³
51m～100m	74	57,752.4m ³
50m以下	5	30,186.0m ³
計	233	170,599.3m ³

(4) 管路延長状況

(R8. 3. 31)

区 分	計	導 水 管	送 水 管	配 水 管
計	2, 629, 825m	80, 999m	243, 020m	2, 305, 806m
1, 000 以上	30, 809m	19, 935m	6, 720m	4, 154m
900～500	81, 560m	22, 999m	9, 735m	48, 826m
450～250	285, 268m	38, 065m	77, 794m	169, 409m
200～ 75	1, 412, 259m	0m	128, 954m	1, 283, 305m
75mm未満	819, 929m	0m	19, 817m	800, 112m

※ ずい道等も含む。

(5) 漏水防止対策

令和 7 年度の漏水量は 3, 778, 065 m³であり、年間総給水量に占める割合は 9. 16%であった。

このような中、予防的対策として、配水施設整備事業による老朽管の布設替えを実施している。

また、対症療法的対策として、旧市内及び旧町一部の給水区域を対象に送配水管延長約 2, 549km、約 700 の区画（2～3km／区画）において、路面・戸別音聴調査等を実施し、漏水箇所を発見し、修繕を行っている。

5 拡張事業

(1) 拡張事業の沿革

本市は、地形的に水資源に恵まれないため、市域拡大等による人口増加や産業の発達による水の需要量の増加に対応するためには、常に水源開発に努めなければならないといった状況下にあり、今まで 7 回に及ぶ拡張事業を行ってきた。

水道創設後、第 4 回拡張事業までに 5 つのダムを建設し、給水状況は、一応の緩和をみたが、第 2 次世界大戦後の人口増加や商工業の発達等により、水の需要量は増加の一途をたどった。

そこで、第 5 回拡張事業では、大村市の萱瀬ダムから道ノ尾浄水場に 1 日 12, 000m³の原水を導入するために、大村湾の海底約 6kmに導水管を布設するという大事業を行い、次の第 6 回拡張事業では、遠く西彼杵半島にも水源を求め、市外の神浦、河通、雪浦ダム、並びに、市内の式見ダムの合わせて 4 つのダムを建設し、これらのダムから本市全体の取水量の約 50%に相当する 1 日 92, 700m³を取水できるようになり、現在、一応安定した給水状況になった。

しかしながら、下水道の普及にも見られるように近年著しい生活水準の向上とともに、都市用水の使用は増加することが予想されるため、供給についての不安が生じないよう第 7 回拡張事業を策定し、昭和 56 年 3 月 31 日に認可を受けた。

なお、この事業は、未給水地区の解消と、7. 23 長崎大水害を教訓とする長崎水害緊急ダム建設事業（長崎県施行）および合併後の安全で安定した水の供給等を図る水道施設統合整備事業の推進を目的としており、現在、平成 19 年 10 月 16 日に第 7 回拡張事業第 4 次変更認可を受け施行中である。

名 称	起工年月	完成年月	事 業 費	計 画		築造施設
				給水人口	1日最大給水量	
創 設	明治 22 年 4 月	明治 24 年 3 月	千円 282	人 60,000	m ³ 5,460	本河内高部水源池
第 1 回拡張	明治 33 年 8 月	明治 37 年 3 月	1,461	182,000	20,000	西山水源池 本河内低部水源池 西山低部浄水場
第 2 回拡張	大正 9 年 10 月	大正 15 年 3 月	5,179	269,000	29,000	小ヶ倉水源池 出雲浄水場
第 3 回拡張	昭和 16 年 9 月	昭和 20 年 2 月	5,444	294,300	55,900	浦上水源池 鹿尾川分水
第 4 回拡張	29 年 3 月	39 年 3 月	541,011	314,000	82,300	八郎川取水 矢上浄水場 川平川・長与川取水
第 5 回拡張	38 年 4 月	42 年 3 月	1,603,400	367,500	96,340	大村市萱瀬ダム取水 宮摺川取水 道ノ尾浄水場
第 6 回拡張	42 年 4 月	56 年 3 月	17,390,000	439,800	182,520	神浦ダム、河通ダム 雪浦ダム、式見ダム 手熊浄水場
第 7 回拡張	54 年 4 月	令和 8 年 3 月	75,423,000	413,600	148,000	鹿尾ダム、鳴見ダム 小ヶ倉浄水場 三重浄水場 中尾ダム、東長崎浄水場

(2) 第 7 回拡張事業

ア 計画のあらまし

本事業は、当初昭和 60 年度を目標年次として認可を得、鹿尾ダム、鳴見ダムの建設により新規水源を開発するとともに、あわせて、相川・檜山・平地・東部の各簡易水道事業の中央水道への統合を 59 年度までに完了した。

第 1 次変更では、目標年次を平成 7 年度に定め、鳴見ダム、式見ダムの取水量の見直しと、鹿尾川水道組合から継承した水量の中央水道へ組み入れ、水質・水量に不安定な太田尾・飯香浦両簡易水道の中央水道への統合（平成 4 年 3 月完了）及び市周辺地域の未給水地区（東部）の解消（平成 8 年 3 月完了）を行い、普及率の向上を図った。

第 2 次変更では、長崎県施行の長崎水害緊急ダム建設事業において、水道専用の本河内高部、本河内低部、西山、浦上ダムの多目的化及び既設の雪浦ダムの改良並びに代替水源としての中尾ダム及び雪浦第 2 ダムの建設による 1 日 1,400m³の新規水源を開発し、あわせて水道施設の統廃合と関連する導水施設等の整備を行うとともに、茂木地区の給水の万全を期するため茂木水道事業を中央水道に統合（平成 7 年度完了）し、長崎市上水道事業として一元化を図ることとした。

第 3 次変更では、第 2 次変更による施策に加え、未給水地区の解消を図るため給水区域の拡張を含む長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を平成 22 年度、計画給水人口 423,100 人、計画 1 日最大給水量 187,800m³として施行した。

第 4 次変更では、第 3 次変更による施策に加え、水道未普及地域の解消、水道事業の一元化に伴う給水区域の拡張を含む長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を令和 13 年度、計画給水人口 389,300 人、計画 1 日最大給水量 131,400m³として施行中である。

—事業の概要—

計画目標年次	令和13年度	計画給水人口	389,300人
事業期間	昭和54年度～令和13年度	公称施設能力	176,150m ³
工事期間	昭和54年度～令和13年度	1日最大給水量	131,400m ³
計画給水区域	現在の給水区域に周辺地区加え、相川・檜山・平地・東部簡易水道区域、及び太田尾・飯香浦の各簡易水道区域の統合（太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業）と、未給水地区の解消（未給水地区無水源簡易水道事業）、茂木水道を中央水道へ統合（上水道統合整備事業）および合併町の水道事業を統合する（水道施設統合整備事業）	1人1日最大給水量	337ℓ
		新規開発取水量	20,500m ³ /日
		新規開発給水量	19,000m ³ /日
		全体事業費	約904億円
		第7回拡張事業 約244億円 太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業 約6億円 未給水地区無水源簡易水道事業 約70億円 上水道統合整備事業 約317億円 水道施設統合整備事業 約127億円	

イ 施設の概要（上水道統合整備事業）

- ・貯水施設
 - 多目的ダム （新設）1箇所（中尾ダム）
 - 〃 （改築）2箇所（西山、本河内高部ダム）
 - 〃 （改良）2箇所（本河内低部、浦上ダム）
- ・導水施設
 - 導水管 φ500～250mm 総延長 約3,150m
 - ポンプ場 4箇所（浦上、西山、中尾、矢上）
- ・浄水施設
 - 浄水場 1箇所（東長崎）
- ・送水施設
 - 送水管 φ800～200mm 総延長 約5,026m
 - ポンプ場 2箇所（小江、浦上）
- ・配水施設
 - 配水管 φ800～250mm 総延長 約20,494m
 - 配水池 2箇所（東長崎、浦上）

ウ 水源の新規開発（長崎水害緊急ダム建設事業）

（単位：m³）

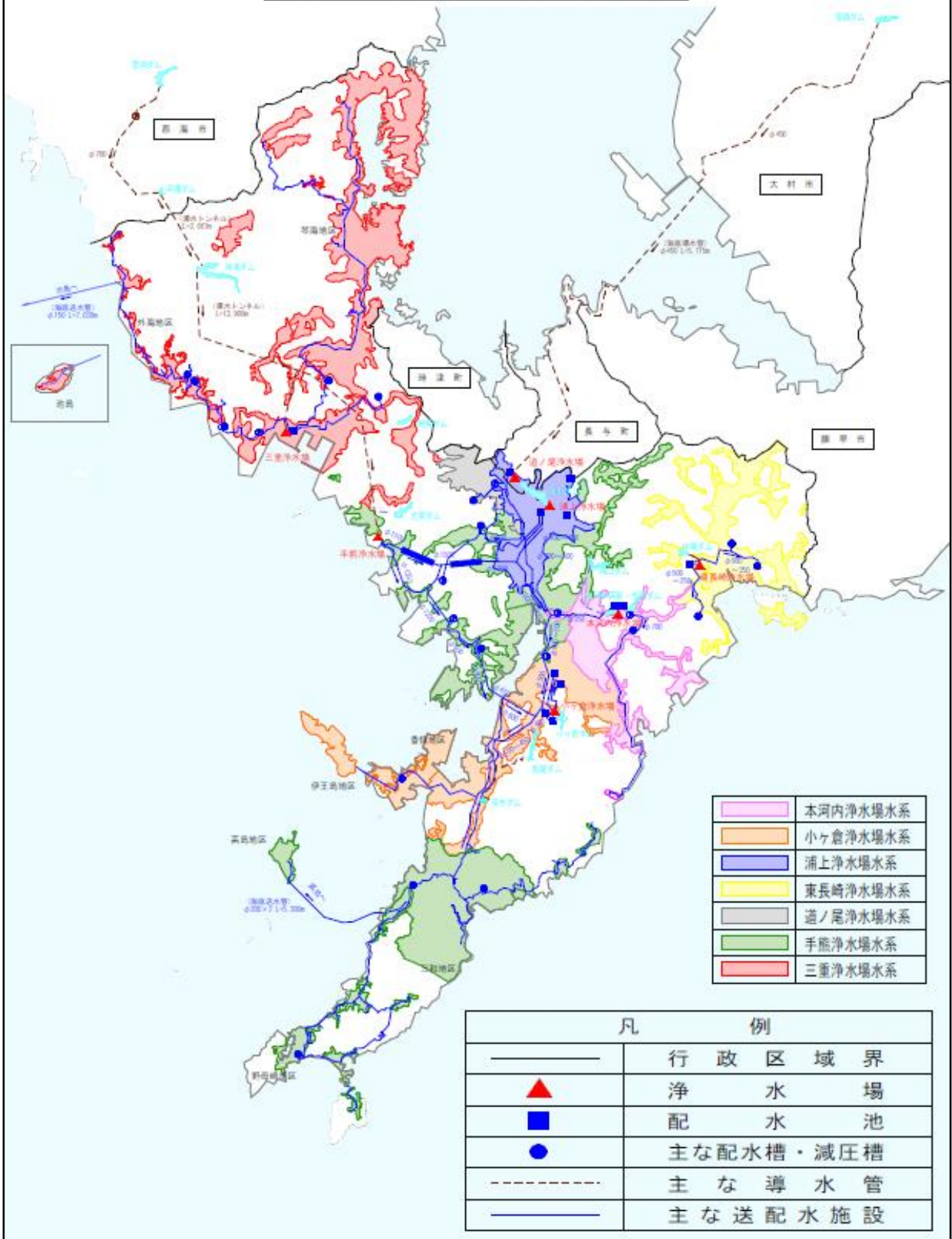
区 分		ダ ム 名	工 法	1 日最大取水量			1 日 最 大 給 水 量 増 減
				現行取水量	計画取水 量	差引増減	
既 設 ダ ム	多目的化され る ダ ム	本 河 内 高 部	改築	m ³ ／日 5,200	m ³ ／日 6,500	m ³ ／日 △2,900	1,300
		本 河 内 低 部	改良	4,200			
		西 山	改築	11,400	8,100	△3,300	
		浦 上	改良	25,000	23,900	△1,100	
	新 設 ダ ム (振 替 ダ ム)	中 尾	新築	0	8,700	8,700	
合 計				45,800	47,200	1,400	1,300

※長崎県は平成 20 年度に、雪浦第 2 ダムの建設を中止し、その代替水源として浦上ダムの再開発により利水容量を確保する計画変更を行っている。なお、浦上ダムが平成 21 年 12 月 25 日に国土交通省の方針で検証の対象ダムとなったことに伴い、長崎県においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」、「長崎県公共事業評価監視委員会」等を経て現行計画案どおり事業継続とする対応方針を決定し、平成 23 年 7 月 26 日付けで国土交通大臣に報告。平成 24 年 10 月 29 日に開催された「第 26 回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、浦上ダムの事業継続が了承され、同年 11 月 12 日に国土交通省は浦上ダムの対応方針を「継続」と決定した。
令和 6 年度より浦上ダム堤体の 30 cm 嵩上げと貯水池内掘削（約 50 万 m³）により洪水調節容量を新たに確保する工事に着手している。

エ 施設の概要（水道施設統合整備事業）

- ・導水施設——導水管 φ200mm 総延長 約 4,000m
- ・送水施設——
 - 配水池 8 箇所（琴海等）
 - 送水管 φ450～50mm 総延長 約 119,400m
 - ポンプ場 17 箇所（琴海等）
- ・配水施設——
 - 配水管 φ150～50mm 総延長 約 8,900m
 - 配水池 5 箇所（大崎等）

長崎市の主な水道施設



下 水 道

1 沿革・業務実績

公共下水道は、衛生的な環境づくり、公共用水域の水質の保全、市街地の浸水防止を目的とし、汚水の排除及び浄化、雨水の排除を行う都市施設である。

公共下水道による雨水と汚水の排除方式として、両者を 1 本の管渠で流す合流式と、別々の管渠で流す分流式とがあるが、本市では、分流式を採用している。

本市の公共下水道計画では、市域のうち市街化区域を基本に全体計画区域を定め、それを主に地形的要因により処理区を分割しており、また、周辺 7 町との合併により、令和 7 年度末現在で、全体計画区域面積 6,912.44ha、14 処理区となっている。

雨水の排除については、緊急性の高い地域より順次、計画区域とし、令和 7 年度末現在、32 排水区を設定している。昭和 27 年に着手した本市の下水道事業は、その後、区域の拡大を図り、令和 7 年度末現在、汚水排水 6,901.76ha、雨水排水 1,225ha について事業計画を策定し、事業を実施している。

令和 7 年度末における事業の進捗状況は、処理区域面積 5,602.43ha、処理人口 364,045 人、普及率 95.0%である。

老朽化した中部下水処理場の機能を西部下水処理場へ一元化し、中部下水処理場は、令和 5 年度末に廃止したことで、供用中の処理場が 10 箇所、汚水中継ポンプ場が 16 箇所、雨水排水ポンプ場が 2 箇所となっている。

なお、平成 16 年度から下水道事業に地方公営企業法を全面適用するとともに、水道局との組織統合を行っている。また、下水道事業と集落排水事業の一体的な事業運営を行うため、集落排水事業について令和 6 年度から地方公営企業法を全面適用し、公共下水道への接続をすることで経済効果が見込まれる施設の工事に令和 7 年度より着手している。

2 経営状況

令和 7 年度における経営状況は、収益においては、営業収益が 9,183,996 千円で前年度比 0.5 パーセント、46,634 千円の減収となっており、うち下水道使用料は 7,514,939 千円で前年度比 0.4 パーセント、29,179 千円の減収となっている。また、営業外収益が 2,726,169 千円で前年度比 0.1 パーセント、3,707 千円の増収となっており、特別利益が 32,117 千円で前年度比 1,000 パーセント以上、29,962 千円の増収となっている。この結果、総収益は 11,942,282 千円となり、前年度比 0.1 パーセント、12,965 千円の減収となっている。

費用においては、総費用は 10,875,162 千円で前年度比 1.6 パーセント、168,734 千円の増加となっている。この結果、損益勘定は、1,067,120 千円の純利益が生じた。

一方、資本的収支では、本年度 4,986,298 千円の財源不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 210,802 千円、繰越工事資金 346,951 千円、損益勘定留保資金 4,428,545 千円で補てんした。

下水道事業会計の概要

区 分 \ 年 度		令和 6 年度決算	令和 7 年度決算	令和 8 年度 (当初) 予算
下 水 道 事 業 収 益		11,955,247 千円	11,942,282 千円	12,516,196 千円
	下 水 道 使 用 料 収 入	7,544,119	7,514,939	8,194,615
	一 般 会 計 補 助 金	108,132	110,351	180,513
	そ の 他	4,302,996	4,316,992	4,141,068
下 水 道 事 業 費 用		10,706,428	10,875,162	12,173,873
	職 員 給 与 費	477,694	520,631	570,721
	支 払 利 息	670,331	597,807	584,864
	減 価 償 却 費	6,153,638	6,142,548	6,230,398
	動 力 費	58,610	59,239	69,451
	薬 品 費	1,772	2,326	3,552
	そ の 他	3,344,383	3,552,611	4,714,887
資 本 的 収 入		4,127,735	4,647,281	6,930,365
	企 業 債	769,700	1,127,300	2,523,400
	国 (県) 補 助 金	1,062,789	1,255,520	1,886,901
	そ の 他	2,295,246	2,264,461	2,520,064
資 本 的 支 出		8,436,926	9,564,839	9,543,280
うち	建 設 改 良 費	2,590,392	3,919,517	4,000,485
	工 事 費 等 人 件 費 純 事 務 費	2,414,725	3,730,100	3,794,461
		170,456	177,066	183,697
		5,211	12,351	22,327
	企 業 債 償 還 金	5,786,980	5,637,602	5,532,195
	そ の 他	59,554	7,720	10,600

区 分		年 度	令和 6 年度決算	令和 7 年度決算	令和 8 年度 (当初) 予算
経 営 分 析	当 年 度 純 利 益		1,248,819 千円	1,067,120 千円	342,323 千円
	利 益 剰 余 金 合 計		2,341,519	2,315,939	2,246,878
	企 業 債 現 在 高		51,740,352	47,276,050	47,615,555
	使 用 料 単 価		207.94 円/ m ³	209.10 円/ m ³	214.09 円/ m ³
	汚 水 処 理 原 価		168.99 円/ m ³	177.70 円/ m ³	213.57 円/ m ³
	対 使 用 料 収 入 比	企業債元利償還金	85.59%	82.97%	74.65%
		職員給与費	6.33%	6.93%	6.96%

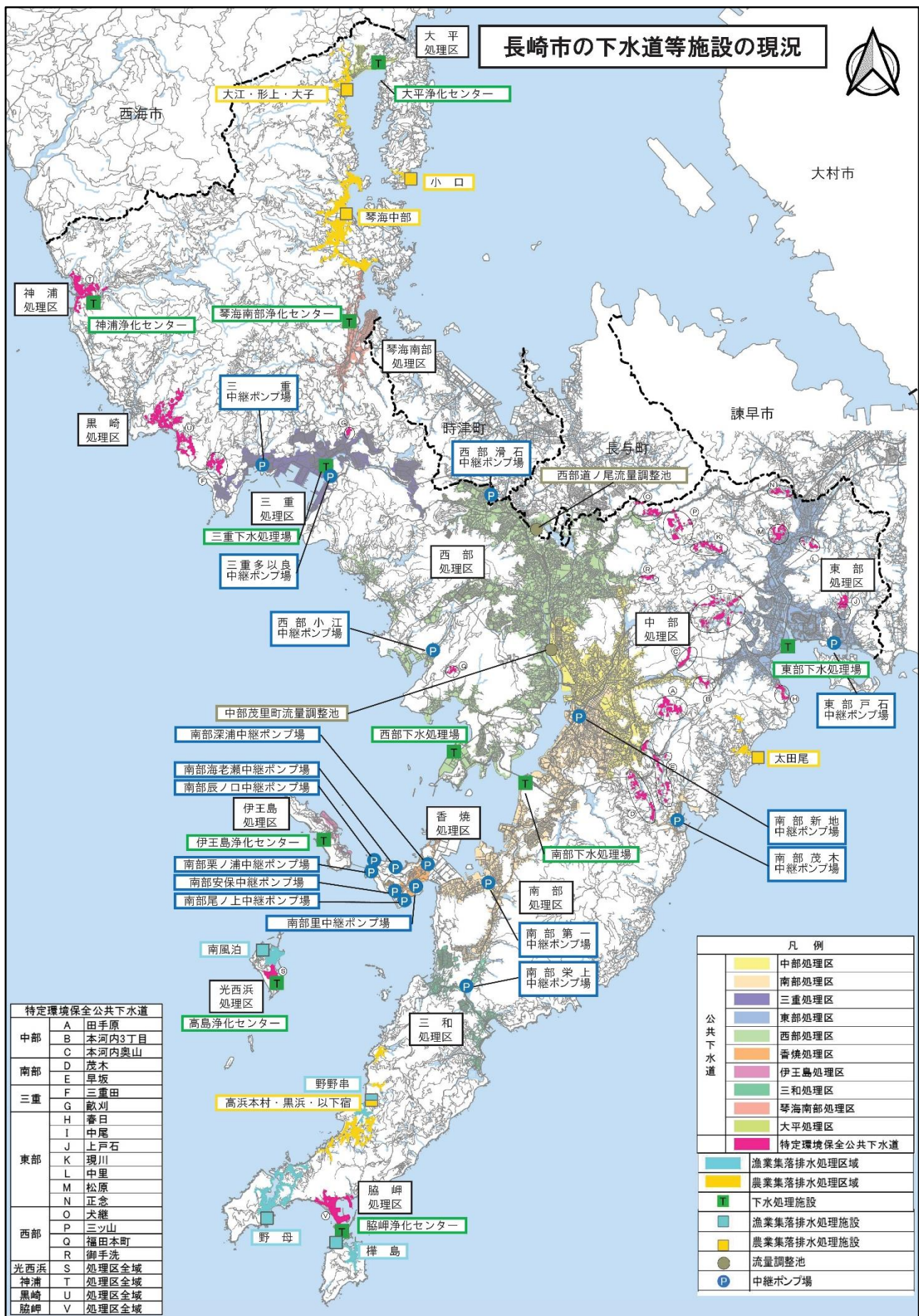
(注) 決算の欄においては、「下水道事業収益」及び「下水道事業費用」は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載し、「資本金収入」及び「資本金支出」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載している。

予算の欄においては、全て消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、当年度純利益の欄は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の収支差引額を記載している。

3 計画と現況・普及状況

(令和 7 年度末現在)

区 分 \ 事 業	全体計画	事業計画	令和 7 年度末実績	備 考
a 処理区域面積 (ha)	6,912.44	6,901.76	5,602.43	
b 告示世帯 (世帯)	—	—	194,038	
c 処理区域人口 (人)	304,560	371,100	364,045	
d 汚水管延長 (km)	—	—	1,854.20	
e 雨水管延長 (km)	—	—	252.52	
f 処理場 (箇所)	10	10	稼働 10	
g 汚水ポンプ場 (箇所)	16	16	稼働 16	
h 雨水ポンプ場 (箇所)	2	2	稼働 2	
i 水洗化世帯 (世帯)	—	—	189,707	
j 水洗化人口 (人)	—	—	356,200	
整 備 指 標				
k 市域面積 (ha)	40,569	普及率 c / m (%)	95.0	
l 市域世帯 (世帯)	204,669	水洗化率 j / c (%)	97.8	
m 市域人口 (人)	383,154			



4 長崎市公共下水道整備状況

(1) 汚 水

(令和 7 年度末現在)

処 理 区		全体計画	事業計画	令和7年度末実績	備考	
合 計		処理面積 (ha)	6,912.44	6,901.76	5602.43	普及率
		処理人口 (人)	304,560	371,100	364,045	95.0%
旧長崎市	中部処理区	処理面積 (ha)	982.15	982.15	851.42	普及率
		処理人口 (人)	54,280	66,080	67,092	98.6%
	南部処理区	処理面積 (ha)	1,171.12	1,169.92	939.91	普及率
		処理人口 (人)	54,860	66,700	63,972	98.0%
	三重処理区	処理面積 (ha)	536.33	536.33	414.05	普及率
		処理人口 (人)	14,490	17,650	18,910	98.0%
	東部処理区	処理面積 (ha)	989.87	988.37	730.87	普及率
		処理人口 (人)	33,550	40,770	40,845	99.2%
	西部処理区	処理面積 (ha)	2,415.36	2,415.06	2047.33	普及率
		処理人口 (人)	129,730	157,600	151,968	98.4%
香焼地区	香焼処理区	処理面積 (ha)	113.40	113.40	113.40	普及率
		処理人口 (人)	2,140	2,940	2,818	99.3%
伊王島地区	伊王島処理区	処理面積 (ha)	43.20	39.70	30.20	普及率
		処理人口 (人)	270	440	519	94.2%
高島地区	光西浜処理区	処理面積 (ha)	21.91	21.91	11.50	普及率
		処理人口 (人)	180	250	134	61.2%
外海地区	神浦処理区	処理面積 (ha)	24.10	24.10	24.10	普及率 46.4%
		処理人口 (人)	300	490	510	
	黒崎処理区	処理面積 (ha)	36.46	36.46	34.30	
		処理人口 (人)	450	740	802	
野母崎地区	脇岬処理区	処理面積 (ha)	84.43	84.43	36.60	普及率
		処理人口 (人)	1,600	2,260	987	23.9%
三和地区	三和处理区	処理面積 (ha)	186.35	186.35	170.27	普及率
		処理人口 (人)	5,450	8,010	7,995	89.5%
琴海地区	琴海南部処理区	処理面積 (ha)	251.41	247.23	166.47	普及率 64.7%
		処理人口 (人)	6,200	5,800	6,596	
	大平処理区	処理面積 (ha)	56.35	56.35	32.01	
		処理人口 (人)	1,060	1,370	897	

5 下水道使用料

(H13.5月分から適用)

種 別	基本使用料	従 量 使 用 料	
		単 位	金 額
一 般 汚 水	1,000 円	1 m ³ ～10 m ³ (1 m ³ につき)	20 円
		11 m ³ ～50 m ³ (1 m ³ につき)	180 円
		51 m ³ ～100 m ³ (1 m ³ につき)	395 円
		101 m ³ 以上 (1 m ³ につき)	460 円
浴 場 業 汚 水	1,000 円	1 m ³ につき	10 円
備考 1 「一般汚水」とは、浴場業汚水以外の汚水をいう。 2 「浴場業汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。			

※下水道使用料の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

6 水洗便所改築資金貸付制度

- (1) 規程制定年月 昭和 37 年 3 月
- (2) 貸付限度額 60 万円以内
- (3) 利 子 無利子
- (4) 償 還 方 法 60 カ月以内均等償還（貸付月の翌月から）

7 受益者負担金・分担金

- (1) 条例制定年月 昭和 44 年 12 月（昭和 52 年 12 月・平成 12 年 12 月一部改正）
- (2) 徴収開始年月日 昭和 46 年 4 月 1 日
- (3) 徴 収 年 限 3 年（年 4 回 12 回分割）
- (4) 単位負担金額 1m²当たり 200 円（昭和 53 年 4 月 1 日改定）
- (5) 前納報奨金制度

負担金を 3 年全額または数期（当該年度分＋次年度分以降）を一括して納付した場合、次の算式により前納報奨金を支給する。

$$\text{期別納付額} \times 0.6 / 100 \times \text{前納延月数}$$

8 下水処理場の現況

(1) 施設

区分 \ 名称	中部 下水処理場	南部 下水処理場	三重 下水処理場	東部 下水処理場	西部 下水処理場	香 焼 浄化センター
場 所	茂里町 2 番 2 号	戸町 5 丁目 985 番地	京泊 2 丁目 8 番 50 号	田中町 279 番地 46	神ノ島町 1 丁目 367 番地 11	香焼町 924 番地 1
事業開始年度	S 28 年度	S 51 年度	S 52 年度	S 59 年度	S 61 年度	S 49 年度
供用開始時期	S 36 年 12 月	S 59 年 4 月	S 59 年 8 月	H 元年 4 月	H 4 年 7 月	S 55 年 7 月
敷地面積 (m ²)	28, 000	43, 200	37, 400	37, 000	92, 100	10, 400
排 水 方 式	分流式	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
処 理 方 式	標準活性汚泥法	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
処理能力 全体計画 (m ³ / 日)	廃止	27, 000	7, 300	14, 000	70, 800	廃止
現 況 (m ³ / 日)	R6. 3. 31 機能停止	31, 400	11, 000	18, 700	83, 700	H19. 6. 1 機能停止

区分 \ 名称	伊王島 浄化センター	高 島 浄化センター	神 浦 浄化センター	脇 岬 浄化センター	琴海南部 浄化センター	大 平 浄化センター
場 所	伊王島町 2 丁 目 1178 番地 5	高島町 2707 番地 34	神浦向町 293 番地 2	脇岬町 3803-6	琴海村松町 760 番地 3	琴海大平町 1250 番地
事業開始年度	H10 年度	H9 年度	H8 年度	H10 年度	H10 年度	H16 年度
供用開始時期	H15 年 3 月	H12 年 1 月	H14 年 4 月	H21 年 3 月	H17 年 3 月	H22 年 3 月
敷地面積 (m ²)	3, 500	3, 000	6, 150	3, 100	9, 300	2, 500
排 水 方 式	分流式	同 左	同 左	同 左	同 左	同左
処 理 方 式	OD法	同 左	同 左	同 左	長時間 エアレーション法	OD法
処理能力 全体計画 (m ³ / 日)	600	200	600	900	2, 400	700
現 況 (m ³ / 日)	600	200	600	900	2, 400	700

(2) 公害対策（脱臭施設）

名称 区分	南 部 下水処理場	三 重 下水処理場	東 部 下水処理場	西 部 下水処理場
内 容	生物脱臭法	生物脱臭法 湿式吸着方式 (薬液洗浄) 活性炭	湿式吸着方式 (薬液洗浄)	生物脱臭法 湿式吸着方式 (薬液洗浄) 活性炭
設 置 年 度	H22	S 58・H30	S 63	H27・28

※このほか、防臭のため施設に覆蓋を施している。

名称 区分	神 浦 浄化センター	高 島 浄化センター	伊王島 浄化センター	脇 岬 浄化センター	琴海南部 浄化センター	大 平 浄化センター
内 容	立形上向流吸着式 (直置上積方式)	同 左	同 左	土 壤 脱 臭 法	同 左	同 左
設置年度	H14	H12	H11	H20	H16	H21

(3) 脱水ケーキ処理

ア 処分方法 民間の産業廃棄物処理業者へ委託し、コンポスト化又は焼却後有効利用

イ 1日平均脱水ケーキ発生量

約 80.3 t / 日 (コンポスト 約 52.9 t 焼却 約 27.4 t)

集落排水処理施設

1 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全と農業集落の生活環境の向上を図るための事業

地 区 名	太田尾地区	野母崎地区	琴海地区
計 画 人 口	650 人	1,160 人	6,180 人
処 理 施 設	1 箇所	1 箇所	3 箇所
管 路 延 長	6,261m	23,344m	47,978m
中 継 ポ ン プ	2 箇所	32 箇所	66 箇所

2 漁業集落排水事業

漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の向上を図るための事業

地 区 名 (整備地区)	高島地区 (南風泊)	野母崎地区 (野野串)	野母崎地区 (野母)	野母崎地区 (樺島)
計 画 人 口	849 人	290 人	4,630 人	1,200 人
処 理 施 設	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
管 路 延 長	8,400m	4,556m	23,586m	5,126m
中 継 ポ ン プ	1 箇所	1 箇所	10 箇所	9 箇所

3 集落排水処理施設使用料

(H13.5月分から適用)

種 別	基本使用料	従 量 使 用 料	
		単 位	金 額
一 般 汚 水	1,000 円	1 m ³ ～10 m ³ (1 m ³ につき)	20 円
		11 m ³ ～50 m ³ (1 m ³ につき)	180 円
		51 m ³ ～100 m ³ (1 m ³ につき)	395 円
		101 m ³ 以上 (1 m ³ につき)	460 円
浴 場 業 汚 水	1,000 円	1 m ³ につき	10 円
備考			
1 「一般汚水」とは、浴場業汚水以外の汚水をいう。			
2 「浴場業汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。			

※集落排水処理施設使用料の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

4 水洗便所改築資金利子補給制度

- (1) 規程制定年月 平成 13 年 4 月
- (2) 制 度 概 要 集落排水施設処理区域内における水洗化工事資金の貸し付けに係る利子分を金融機関へ交付する。

5 受益者分担金

- (1) 条例制定年月 平成 12 年 12 月
- (2) 徴収開始年月日 平成 13 年 4 月 1 日
- (3) 徴 収 年 限 3 年（年 4 回 12 回分割）
- (4) 単位負担金額 1m² 当たり 200 円（昭和 53 年 4 月 1 日改定）
- (5) 前納報奨金制度

負担金を 3 年全額または数期（当該年度分＋次年度分以降）を一括して納付した場合、次の算式により前納報奨金を支給する。

期別納付額×0.6／100×前納延月数

市 政 概 要

令和 8 年（2026 年版）

発 行 日 令和 8 年 9 月
編 集 長 崎 市 議 会 事 務 局 議 事 調 査 課
発 行 長 崎 市 議 会 事 務 局
〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号
TEL 095-829-1200
FAX 095-829-1199